

甲斐市議会厚生環境常任委員会会議録

1. 開催日時 平成30年1月15日

2. 招集場所 甲斐市役所委員会室A

出席委員（6名）

委員長	五味武彦君	副委員長	金丸幸司君
	清水正二君		米山昇君
	山本英俊君		池神哲子君

欠席委員（1名）

樋泉明広君

傍聴議員（8名）

小浦宗光君	横山洋介君
滝川美幸君	金丸寛君
斉藤芳夫君	有泉庸一郎君
内藤久歳君	保坂芳子君

説明のため出席した者の職氏名

市民部長	望月映樹君	生活環境部長	小田切聡君
福祉部長	三澤宏君	子育て健康部	小宮山正美君
保険課長	加藤文雄君	環境課長	中込広人君
福祉課長	齊藤一己君	長寿推進課長	飯沼秀司君
子育て支援課	島田伸君	健康増進課長	長坂千恵子君
国民健康保険 税係長	樋口一君	国民健康保険 給付係長	新奥知恵君
生活環境係長	早川英彦君	障がい者自立 支援係長	堤真由美君
長寿あんしん 係長	早川要子君	介護保険係長	山田郁子君

介護予防
推進係長 藤原布美君 健康企画係長 日本修君
保健指導係長 長田清美君

職務のために出席した者の職氏名

議会事務局長 岩下和也 書記 小澤裕一
書記 有野恵里

内容

- 1 甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画（案）
について（保険課）
- 2 国民健康保険制度改正について（保険課）
- 3 第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）について（環境課）
- 4 甲斐市第5期障がい福祉計画及び甲斐市第1期障がい児福祉計画（案）について
（福祉課）
- 5 甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）について（長寿
推進課）
- 6 甲斐市産婦健康診査費助成事業及び甲斐市新生児聴覚検査費助成事業実施状況につ
いて（健康増進課）
- 7 その他

開会 午後 1時25分

○書記（小澤裕一君） 改めまして、こんにちは。

ご参集、大変お疲れさまです。

それでは、ただいまから厚生環境常任委員会を開会いたします。

本日の委員会は、初めに委員長よりご挨拶をいただき、委員長の進行により進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、委員長挨拶、五味委員長、よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） こんにちは。お疲れさまです。

正月気分も終わりまして、正月7日までという人もいれば、小正月と15日までという人もいれば、地区によっては1月中が正月だという人もありますけれども、風邪がはやっています。ぜひ気をつけていただきたいと思います。

きょうはいろいろ案件がございます。いつもどおりに1時間半で終わるとは思いません。

5時ぐらいまでかかると承知しながらご審議いただければありがたいというふうに思います。

以上でございます。

ただいまの出席委員は6名になります。定足数に達しておりますので、これより厚生環境常任委員会を開催いたします。定刻前ですけれども、開会をいたします。

なお、樋泉委員は欠席の連絡がありました。報告をいたします。

○委員長（五味武彦君） なお、本日は委員外議員の傍聴を許可していますので、ご承知ください。

質疑は、委員の質疑を受けた後に、傍聴議員の質疑を受けたいと思います。

これより、次第の3の内容に入ります。

(1) 甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画（案）について、当局の説明を求めます。

加藤保険課長。

○保険課長（加藤文雄君） それでは、保険課から甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計

画・第3期特定健康診査等実施計画につきましてご説明をいたします。

資料は、本日の資料の1ページから、また、こちらの別冊のほうの計画書の案、それともう一つ、意見・提言書と書いてあります4枚ほど、左上にホチキスどめしてあるものが資料となりますので、よろしくお願ひいたします。

では、まず初めに、本日の資料の1ページのほうをお願いいたします。

昨年8月の厚生環境常任委員会では、計画の名称を甲斐市第2期保健事業実施計画（データヘルス計画）及び甲斐市第3期特定健康診査等実施計画としておりましたが、本日お示ししております案では、甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画としまして、国民健康保険を加えるとともに、保健事業実施計画を削除しまして、データヘルス計画という名称に変更しております。

1から3につきましては、これまでご説明してきた内容と変わりがございませんので、省略させていただきます。4の計画期間からご説明をまいります。

計画期間につきましては、平成30年度から35年度までの6年間となります。今回から計画期間が6年間に変更となっております。また、西暦による期間もあわせて記載をするようにしております。これは改元が予定されているためでございます。

5の計画策定の概要でございます。

生活習慣病にかかる医療費及び健康診断等の受診動向の分析、前期計画の事業を検証いたしまして、次期平成30年度からの目標達成のための方策を庁内のワーキングで検討をするとともに、健康増進課のアンケート調査から被保険者の健康意識を把握した上で計画の策定作業を進めております。

6、計画策定の体制等でございますが、先ほど申し上げました保健課と健康増進課の担当者のワーキング、それから国保連合会の保健事業支援・評価委員会の支援、それから今後のパブリックコメントを経てということになってまいります。

めくっていただきまして、2ページの7番、課題等になりますが、データの検証によりましてわかりました課題としましては、データヘルス計画では糖尿病性腎症の重症化予防対策が必要であるということ、また、ジェネリック医薬品の普及促進、それから、特定健康診査及び特定保健指導におきましては、受診率、保健指導実施率の向上が課題となっております。

8の計画の構成でございますが、全11章で構成をしております。第1章から第4章まではデータヘルス計画、特定健康診査等実施計画共通の章となっております。第5章につきましてはデータヘルス計画、第6章から第9章は特定健康診査等実施計画、そして第10章、

第11章は両方の計画に共通の章となっております。

それでは、ここから別冊の計画書案をお願いいたします。

概要につきまして簡単にご説明をさせていただきます。

まず、めくっていただきまして1ページのほうとなりますが、1ページからが第1章となっております。計画の位置づけ、計画の期間を記載しております。

2ページからが今度第2章となりまして、甲斐市の国保の現状に関する統計データ等ここから記載しております。そういったデータが続いてまいりますので、飛び飛びとなりますが、5ページをお願いいたします。

ここから第3章としまして、前期計画の評価をしております。健診の受診状況等を記載しております。

次に、飛んでいただきまして、8ページ、第4章となりますが、ここからは今度は医療費の分析を記載しております。この分析につきましては31ページまでとなりますが、この中で27ページから29ページのところをお開きください。

27ページからのところにジェネリック医薬品の使用状況の記載をしております。こちらが本市の国保におけますジェネリック医薬品の使用状況を分析したものとなっております。今後また国のさらに目標に向けて使用率の向上を目指していくところとなってまいります。

32ページをお願いいたします。

ここから第5章となりまして、データヘルズ計画になります。

課題を踏まえた対策の方向性、今後取り組む保健事業の計画等を記載しております。ここに上げておりますのがデータ分析によりまして上がってきた課題でございます。生活習慣病の発症／重症化予防、人工透析、糖尿病の重症化予防、ジェネリック医薬品の普及啓発等がございます。

次に、36ページからになりますが、第3期の特定健康診査等実施計画の部分となっております。変更のある項目ですが、37ページをお願いいたします。

図表の1、特定健康診査の必須項目の中の尿・腎機能検査が下から3段目でございますが、この血清クレアチニンという項目が今回新たに追加されております。

また、39ページをお願いいたします。

特定保健指導のところとなりますが、③というのが2カ所出てまいります。この特定保健指導の評価の期間が前回の計画までは6カ月後からとなっておりますが、今回の計画から3カ月後からに変更となっております。これは国の指針によりまして変更となったものと

なります。

次の右側の40ページからの第7章につきましては、特定健康診査及び特定保健指導の分析を記載をしております。

飛びまして、56ページ、57ページをお願いいたします。

まず、56ページですが、こちらが特定健康診査の目標、また次の57ページが特定保健指導の目標となっております。それぞれ6年目の平成35年度の目標が60%となっております、この目標値につきましては、国の医療保険者別目標の市町村国保の目標値に準拠をしまして設定をしております。なお、各年度の目標値につきましては、これまでの第2期の計画の状況からこういった各年の目標の設定をしております。

次に、58ページのほうの特定健康診査・特定保健指導の実施方法でございますが、こちらの方法につきましては、基本的に第2期の計画から大きな変更点はございません。

飛びまして、68ページをお願いいたします。

68ページからが第10章といたしまして、現状のまとめと課題、その対策、また71ページが第11章として、その他の事項を記載をしております。この68ページ以降は両方の計画、共通の章となっております。

68ページに戻っていただきまして、特定健康診査につきましては大きな課題としましては、特定健康診査未受診者への対策ということで上がってきておりまして、この受診勧奨ですとか、特定保健指導対象者の確実な保健指導の実施が必要であるということが課題として上がっております。

そして、69、70ページにつきましては、この課題に対しての計画というような内容となっております。

それから、最後の第11章につきましては、先ほど申し上げましたその他の事項の章となりますが、こちらではデータの管理、保存ですとか、個人情報保護、また計画の評価、見直し等の記載をしております。

最後に、本日の資料に戻っていただきまして、資料の2ページをお願いいたします。

9番の今後の予定というところになりますが、現在国保連合会の保健事業支援・評価委員会に本計画を提出をいたしまして、評価、支援をお願いをしております。

それから、今月16日から2月6日までパブリックコメントを実施しまして、広報及びホームページにより計画に対する意見を募集いたします。意見を反映した上で計画の策定を引き続き進めてまいります。

また、お手元に先ほどお話をしました4枚ものの意見・提言書というものをお配りしてあるかと思えます。こちらにつきましては、この保険課の計画を初めとしまして、本日の案件の計画4本を左上にホチキスどめをしてとめております。この提言書をお配りしておりますので、1月26日までにお手数でもご意見をご記入いただきまして、各担当課までご提出、ご協力をいただければと思います。

また、パブリックコメントの結果、それから、議員の皆様からのご意見等を反映した計画書につきましては、次回の委員会におきまして報告をさせていただきます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 当局、加藤課長から説明がございました。ある程度アバウトな部分もあるというふうなことです。

それでは、質問に入りたいと思います。

これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。大分ページ数も広がってますので、ゆっくりお考えいただきたいと思います。

池神委員、どうぞ。

○委員（池神哲子君） （2）のところの……

○委員長（五味武彦君） 何ページのことを言っているのか、ここの大きなほうですか。

○委員（池神哲子君） これ違うんですか。

○委員長（五味武彦君） それきょうの、はい。

○委員（池神哲子君） いいですか。国民健康保険制度改正……

○委員長（五味武彦君） まだそこまで行ってません。（1）です。

○委員（池神哲子君） じゃ、結構です。

○委員長（五味武彦君） 清水委員どうぞ。

○委員（清水正二君） ちょっと細かいことなんですけれども、この計画のほうの2ページの表のところの人口なんですけれども、これ28年度と下にあるんですけれども、これ28年のときの人口というのが7万2,192人と、これで正しいんですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） ご指摘の点は、人口自体は7万5,000人強となっていることから相違をしております。ただ、これが国民健康保険のデータベースシステムというのが国保連合会のほうでありまして、そちらからデータを抽出している関係でこの数字が今は入ってお

ります。ここについてはもう一度確認をさせていただきます。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 確認と言うけれども、人口総数となっているからそういうふうな捉え方になるのね。加入者と人口総数でまた違ってくるので。

健康診断の普及率ということでもって目標……

○委員長（五味武彦君） 何ページ。

○委員（清水正二君） 全体にかかってくるんですけれども、この60%という目標が最終的に10年後に60%と掲げているんですけれども、今現在が50%下というふうな形で、そのあれというのは今県の平均よりは上だという話なんですけれども、甲斐市のほうの受診率が低いということをよく言われるんですけども、ほかの市と比べてどのくらいの今受診率の位置というのはあるんですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） それにつきましては、各市町村のデータがございませんので、今ここではすみませんが、お答えができません。

○委員長（五味武彦君） ほかがございますか。

米山委員から。

○委員（米山 昇君） これだけの膨大なデータが出されて、なかなか難しいですけれども、ここに課題というのが2ページのところに、こっちの委員会資料でデータヘルス計画の中で糖尿病性腎症の重症化の予防対策というのが載ってますよね。特に糖尿病で腎不全に関する医療費が増大となっているというようなことで、これらに対応する計画、こっちの案のほうの、それはどこへ記載がされて、どういう方向性で行くのかというようなことはちょっと説明していただけますか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この糖尿病性腎症のほうの対応等につきましては32ページから記載をしております、具体的には34ページのところで糖尿病性腎症の重症化予防対策の記載をしております。

それから、もう1点、ジェネリック医薬品の普及促進ということを2ページのほうでは記載をしているわけですが、同様にめくっていただきまして、35ページのところで普及促進の対策ということで記載をしております。こちらのジェネリック医薬品につきましては、この使用数量がふえていくことによりまして、医療費を抑制することができるということで、

できるだけ普及促進を進めたいというのが考え方でございます。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 34ページに先ほどのを受けて、課題と事業計画が出ていますが、余り具体的でないように見受けするんですね。事業内容としても、異常値を放置者に対して受診の勧奨を実施するとか、対象者が自身による適切な受診行動をとり、合併症を発症しないための生活習慣を身につけることができるように支援するというように載っていますけれども、具体的にどういう行動をとって、この事業を効果的に進めるかというようなことが余り実施体制とか方法というのを読んでも、具体的に何%のものは何%にしようとか、そういう個別の目標値も出てませんので、もう少し具体的にこういう計画を立てる、こういう重点課題があるのであれば立てるべきじゃないかなというふうなこともちょっと感じましたけれども、その辺はいかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この今ご指摘をいただいております数値目標につきましては、健康増進課とももう一度相談をしまして、設定が可能かどうか改めて検討いたします。

また、市内に糖尿病等を専門で扱っていらっしゃる先生方が何人かいらっしゃるわけですが、今その先生方とも健康増進課で協働しまして、診療所のほうから訪問依頼を受けたりして実際に対応しておりますので、その辺も含めましてもう一度検討させていただきたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） そういうことでもいいと思うんですけれども、いわゆる課題という形で特別抽出というか、特に本市の場合はこういう課題があるんだということであれば、ちょっとこの34ページだけでは予防対策としては不足かなと。これ以外に別の細則というか、この計画のほかの狭い部分の計画というものを別につくるというのであれば、それはそれでいいと思いますけれども、もしこれ1本でいくのであれば、もう少し具体的なものを記述したほうがいいのかというふうに思いましたので、それは一応意見として申し上げておきます。

○委員長（五味武彦君） ほかに質問ございますか。

金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） すみません、56ページ、第8章のところでは目標値が定められていますけれども、こっちの資料のほうでは1月中に国保連合さんと、あと評価委員会の方と評価されるということですが、この策定の計画はこの素案に対して協議されるのか、ちょっとそ

の辺を聞きたいんです。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 支援・評価委員会の支援につきましては、この計画そのものの内容に対しましてということになってまいります。それで、医療費とか今までの健診等の動向分析につきましては、それは過去のデータの分析ですので、特にないわけですが、今後の計画ですとか、事業の内容、それから目標の設定等について今協議をしているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 金丸副委員長。

○委員（金丸幸司君） じゃ、この56ページはこれから協議をしていくことによって目標値も変わってくるということですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この56ページ、57ページの目標値につきましては、先ほども申し上げましたが、国のほうの市町村国保の目標値を基礎としておりますので、最終的な35年度の目標値の60%というのは動くことはありません。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。大分ページ数が60ページ以上になっていきますので、この場で質問というのはなかなか難しい部分があるかと思いますが。

清水委員どうぞ。

○委員（清水正二君） 先ほどの米山議員のあれに関連するんですけども、事業企画とかの中にもレセプトで受診勧奨を実施するというようなことがあるんですけども、当然これ今までもそういういろいろ話があったり、それが有効であるということは知っているんですけども、ここに出てきて、これにかかわる流れというか、そういったものが具体的にどうするということが、今米山議員が言われるように抽象的なことではあるんですけども、一番これをやっていくのに大事なことなんだと思うんですけども、そこら辺の計画というのは当然人員だっているいろいろな出てくるんでしょうし、そこら辺の討議というのはどういうふうにされてますか。

○委員長（五味武彦君） しばらくお待ちください。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この34ページの3の事業計画実施方法等のところになるんですが、まずレセプト等のデータを用いまして、対象者を抽出をします。効果の期待できる対象者の優先順位を決めまして、その上で次の行となりますが、手紙ですとか電話、また訪問等

を含めまして、健康増進課のほうで対応をしていくということを予定しております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 当然健康増進課とかそういったものの連携ということになってくると思うんですけども、そういった割合の中で、例えば人員計画にしても現状の中でそういった形の中のものが可能なのか、そこら辺のところはどうなんでしょう。

○委員長（五味武彦君） 体制の問題、加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 体制につきましては、職員の配置の問題がありますので、そうそう簡単には増員等もできませんので、現状の体制の中でできる限りやっていくということが前提となります。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） 今増進課のほうでも例えばネウボラとかやっているじゃないですか。結構なボリュームがあると思うんだよね。それにこのレセプトデータ上どういうふうな今までよりも簡素化してできるのかどうかかわからないけれども、そこら辺のソフト的な面とか、そういったものもそういった移行でもってできるのかかわからないけれども、そこら辺の内情の中で今聞くと、人員の増ということは今現状の中では見込めないというふうな形の現状の中でやりくりしてそれをやっていくということなんだけれども、そういったことがこういった計画の中で、現状の中で今見直しとか、そういうことはしないでやっていけるのかどうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 6ページのほうにこれまでの実施してきている状況がございます。真ん中のところの生活K A I 善教室というのがあるんですが、生活習慣病の早期発見、早期治療ということで進めてきておまして、実施実績のところでは平成28年度につきましの数字ですが、竜王、敷島、双葉、それから、申込者数、参加者数等出ているわけですが、こういった形で今までも取り組んできてはおります。

また今後も同様に引き続きこういった生活習慣病予防の取り組みを続けていくわけですが、体制面につきましては、また健康増進課とも話をしながら進めていきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） 清水委員。

○委員（清水正二君） たびたびすみません。そういう中でレセプトデータをそういうふうにかけていくということは、非常にソフト面でもそう。今の現状の中でそのものがやり切れ

るのか、またそこら辺のところは庁外でもってそういったいろいろなものを回していくのに簡素化していくという中で、ソフトなんか今のもので対応できるのか、それ以降のこうやって行く間にはやっぱりそれを改善しなければいけないのか、そこら辺のところはどうですか。今ここの計画の段階で。

○委員長（五味武彦君） システムだね。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） まず現状なんですが、保険課のほうでレセプトを分析をするシステムが入っておりまして、そちらから問題のある方ですとかをピックアップをして、それを健康増進課のほうに渡して、健康増進課のほうでそういった問題のある方に対して勧奨していくというような流れをとっております。

また、今回はこの計画の策定の経過の中でデータ分析を業者に委託をしているわけですが、そちらからも具体的に問題のある方を抽出してもらおうということになっていますので、そういった抽出された方を特に中心にして健康増進課のほうで指導を進めてもらおうということも予定をしております。ですので、原則としましては、現状の体制の中でできる限り進めていくということをお前提としております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了させていただきます。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員、ございますか。

斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 33ページの課題を踏まえた対策、重点目標3点とあります。その中のジェネリックの件なんですけれども、私たちはジェネリックがあるかないかがわかりません、正直。そうすると、お医者さんのほうの判断と、お医者さんのほうからこういう症状で、こういうジェネリックの後発品がありますよみたいなことを言ってもらわないと、こっちが判断できないという計画になろうかと思うんですけども、その辺は私も定期的にかかっているんですけども、余り言われたことがない。中にはジェネリックはありませんとわざわざ書いてくれてあったりとかというふうになっています。そこら辺が計画は計画で意味はわかるんですけども、医療機関に対してはどういうような要望をどんなふうにとというふうな項目

を見ると書いてないんだけど、その辺はどんなふうに考えているんですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 市としては直接先生方お一人お一人にお願いをするということではできませんので、医師会等を通じてお願いをするということくらいしかできないかと考えております。

また、被保険者の皆様に対しましては、今回ことしの3月にお送りする保険証からとなりますが、ジェネリック医薬品の希望シールを同封をする予定でおります。これまでも保険だよりの中でジェネリック医薬品の希望のシール等はあったわけですが、それが1世帯に対してお一人ないし2名くらいまでしか対応しておりませんでしたので、改めてシールを保険証と一緒にお送りをして、この意思を表示をしていただくような形がとれるような方策をと考えております。

斉藤議員さんがおっしゃいますとおり、確かに私たちもそうですけれども、ジェネリック医薬品があるということを病院または薬局のほうで教えていただかないとわからないわけですが、できるだけ反対にあるかどうか聞いていただいとというようなことになろうかと思えますけれども、お願いをしたいと思えます。

○委員長（五味武彦君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 私は一応社会保険なもので、過去にもジェネリックの診察券の子供みたいなやつは持っているんですけれども、やっぱり計画を立てるのであれば、行政としてどういうふうに考えているか医療機関にもそれをお願いをするというだけじゃなく、計画の中にうたう。パーセンテージを上げますという目標じゃなくて、それももちろん必要だけれども、具体的にそういうことをどういうふうな方法でやるかみたいなことも書き加える必要があるというふうに私は思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） ご意見を参考にしまして、またその点も検討させていただきたいと思えます。

○委員長（五味武彦君） ストレスの残る答弁でしたけれども、ほかございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 今の斉藤議員のジェネリックの件で、どうせ検討してもらったらと思って今ちょっと発言させてもらいますけれども、実際このジェネリックが、個人的によく知り合いの医者と話したことがあるんだけど、医者によって診療自体に今ま

での薬品のほうが良いと言う医者もいるんですよ。だから医者によってはもうジェネリックに消極的な医者もいるわけじゃないですか。その辺のお国の考え方というのはどうなんですかね。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 国の考え方としましては、成分等の確認によりまして、先発医薬品と同等の効果等があるということで認められたものがジェネリック医薬品として販売をされておりますので、そういう意味でいきますと、できるだけジェネリック医薬品を使ってもらいたいというのが国の考え方というふうに理解をしております。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 結論は出ないでしょうけれども、ジェネリックが同等品以上だという話になれば、患者としてはそれを使いますよ、それはそっちのほうをね。先ほど斉藤議員が言った、我々医療を受けている者はなかなかわからないけれども、ただ、先ほど僕が行っている医者では、薬局で処方するときに聞きましたよ。ジェネリックを使いますか、使いませんか。だから、僕はある医者から聞いていたから、ジェネリックより今までのほうが効果があるんだという話だったから断ったんだけど、だから、そういうことはやっているはやっているんですよ。やっているんだけど、そういうことをもっと徹底して、行政のほうだつてよくわかってないとうまくないんじゃないですか、その辺ね。

だから、先ほど課長、確かに検討すると即答ができないでしょうけれども、その辺はよく検討してもらわないと、ただ計画に課題としてジェネリックの普及促進、そしてこの中に何か計画に普及促進の35ページに削減可能な薬剤は80%という目標があって、1億円ぐらい安くなるみたいな話を書いてあるじゃないですかね、ここにね。こういうものがどういう検討をして、こういうものが出てくるのかということもよく理解しておいてもらわないと、こっちも理解しなければいけないだろうけれども、計画を示す行政のほうでもそういうことがどういうことでこういうことになるのかということも説明できるようにしておいてもらわないと思いますけれども、いかがでしょうかね。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今のご指摘についてでございますが、ジェネリック医薬品につきましては、この前のほうに出ております使用状況の分析等に基づきまして、1億円ほどの効果が見込まれるということをご記載をしております。

また、80%という数量の目標につきましては、これは国が掲げている目標でございます

て、それに向かっていくというのが今のところの目標となっております。

また、この普及促進に向けての具体的な方策というお話をいただいているわけですが、その点につきましてはご指摘いただきましたとおり、もう少し中の対応方法等あるかどうか検討をさせていただきたいと思います。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 1ページの基本的な部分になると思うんですけども、これでPDCAサイクルの中で、この計画を総括されていると思うんですけども、1次1期の計画があって、当然同じ手法でもってやってきたと思うんですけども、それに対して、この計画を立てるに当たって、1期目の計画に対して、その結果、それを踏まえて2期を策定すると思うんですけども、1期目の当然課題が出て、この計画を立てると思うんですけども、それに対する成果というか、そういうものを具体的にどういう形でもって総括して、この2期に入ってきているのかと、その辺のところがちよっと不明確なところがあるので、その辺のところを詰めて2期目の計画を立てていかないと何か意味がないかなというふうに思うんですけども、その辺のところはどうですか、総括して。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 前期の計画の評価につきましては、5ページからで評価をしているところとなっております。この中でこれまでの計画の実施内容の評価をした上で、今回の計画を策定しております。5ページから7ページにかけてが前期計画の評価となっております。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。これに対して今回の計画については、この分を総括した中で今度次の計画を立てていると。それで、具体的に中でどういうところをどういうふうにやったのかという細かいところはいいですけども、その辺のところはどうなっている。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 特定健康診査、それから特定保健指導につきましては、前期の計画におきましても目標を60%として実施をしております。これも今回の計画の目標値と同様、国のほうの、その当時は参酌標準というような言い方をしておりましたが、国の目標値をもとにしまして目標を設定しておりました。それに対して現在もまだ50%前後とい

うような実施状況となっております、またそれを60%を目指してやっていくというよう
な計画の設定を今回しております。

○議員（内藤久歳君） わかりました。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で、（1）甲斐市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施
計画（案）についてを終了いたします。

そのまま続行します。

次に、（2）国民健康保険制度改正についてに入ります。

当局の説明を求めます。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 引き続きまして、国民健康保険制度の改正につきましてご説明を
いたします。

資料の3ページをお願いいたします。

括弧書きの表題で平成30年度国保事業費納付金本算定についてというので記載をしてお
りますが、今回県から本算定の結果が出てまいりましたので、これにつきましてご報告をい
たします。

まず、本算定の概要となりますが、国保制度の改正によりまして、平成30年度から県も
国民健康保険の保険者となり、財政運営の責任主体としての役割を担うこととされてお
ります。

新制度におきましては県が県全体の医療費を見込み、これをもとに各市町村の所得水準や
被保険者数等に応じて、市町村ごとの納付金を算定し、市町村は県に納付金を納める仕組み
となっております。

国のガイドラインに基づきまして、平成30年度納付金の算定を県が行った結果は、ペー
ジとしましては次のページとなっております。

米印のところですが、納付金とは、県が保険給付費等の支払いの財源として市町村に納付
を求めるもので、被保険者が市町村に納める保険税とは異なってまいります。

2の算定の主な前提条件でございます。

（1）としまして、新制度による算定方法で実施をしております。

(2) としまして、新制度により算定した納付金額を平成28年度の決算ベース納付金額と比較をしまして、納付金が増額となった部分に、国・県の公費を投入しまして、減額調整措置を実施をしております。激変緩和措置となります。

米印の部分ですが、納付金は市町村が県に納めるものでして、被保険者が実際に市に納める保険税とは異なってまいります。今回の算定は一般分のみとなっております。平成30年度納付金等の決定は退職被保険者分を算定したところで総額が決定をすることとなっております。

3の留意事項ですが、平成28年度の決算ベース納付金額といいますのは、平成30年度の納付金額と比較をするため、平成28年度に新制度が導入されたと仮定をして算出した金額となっております。

(2) としまして、納付金を基準として公費投入による調整措置を実施した場合も、被保険者が市町村に納める保険税の増減等につきましては、それぞれの市町村において検討することとなっております。

実際の保険税につきましては、県への納付金や市町村が実施する保健事業に要する費用、出産育児一時金などを賄えるように市町村が決定することなどによるものです。

(3) としまして、平成30年度納付金は、先ほども申しあげました退職分を含めまして確定をしております。

4ページをお願いいたします。

今回の県によります算定の結果を記載をしております。ここで算定の結果、一般被保険者分ということで記載をしておりますが、前提条件としましては、先ほどお話をしてきたとおりでございますが、まず(1)の現行制度、平成28年度のところは、平成28年度決算ベースで納付金額、保険料額を算定、試算をしたものでございます。

(2) 及び(3)は算定結果の減額調整措置の実施前、実施後となっております。本市におきましては県平均を下回っておりまして、調整措置前後とも1人当たり納付金額、保険料額の算定額は同額となっております。

ここで具体的に表を見ていただきまして、2も3も同じとなりますが、平成30年度の試算額のところで、1人当たりの納付金額は11万7,774円、また1人当たりの保険料額につきましては10万890円となっております。

次に、下のほうへ行っていただきまして、(4)になりますが、平成30年度の納付金の一般被保険者分につきましては19億6,000万円余り、また、(5)の標準保険料率算定に必

要な保険税総額というのがございますが、これは16億7,900万円余りとなっております。国保税国民健康保険基盤安定繰入金の保険税軽減分、また、財政調整基金等がございますので、会計運営は可能と考えております。

なお、納付金の一般分の（４）のところと、それから（５）の標準保険料額算定に必要な保険税総額というところの金額に差があるわけでございますが、この差につきましては保険基盤安定繰入金の保険者支援分、それから県からの特別調整交付金、過年度の保険税収納見込みなどを差し引いていることによるものでございます。

最後に、本日は平成30年度国民健康保険事業費納付金の本算定につきましてご説明をいたしました。運営主体の都道府県化に伴います予算科目の変更等がございますので、こういった変更等につきましては、また次回の委員会の際にご説明をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 数字が出てきましたけれども、委員の質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） よくわからんからお聞きするんですが、県のほうでこれを納付額という形でお示しをいただいたということですが、28年度と比較、29年度まで出ていませんからわかりませんが、比較すると低くなると。大分安くというんですか、額とすれば少なくなるという試算結果でございまして、また保険税についてはそれぞれの市町村でこれをもとに決定するというような今説明だったんですが、そうなりますと当然納付額が少なくなるということであれば、税のほうも今までの徴収額よりも算定上は、理論上は安くなるという解釈でよろしいわけですね。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 1人あたりに換算した場合、ここで保険料額のところで10万890円という数字が出ているわけでございますが、29年度の本算定時の1人当たりの国保税の調定額が9万9,788円となっております。ここの比較では減額となっているわけですが、県のほうで試算した28年度の数字との比較で下がるということでありまして、実際に29年度の甲斐市の保険税の1人当たりの調定額と比較をしますと増額となっているという部分がございますので、一概に保険税が下げられるかどうかというのは今の時点でははっきりはわからないところ、実際には1人当たりで現在の保険税等を比較をした場合にはふえてきておりますので、そういうことを考えますと、とりあえず30年度につきましては現状維持でいっ

てみてというのが、まだ担当レベルの考えでございますけれども、それで、基金等を使いながら様子を見てということをおのころは想定をしております。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 保険者は今度は県になるということですから、今まで市単独で経営していて、当然そうすれば基金から繰り入れるという形をつじつま合わせるわけですが、今度は県のほうで県下全体の中で納付していただいて、それで医療費が非常に増大してしまって足りなくなったという場合については、県の中のそういう基金的なもので賄うことなのか、それともそういう不足したような場合には、またそれぞれの管理している各市町村、そこへ新たに不足分は出さないと。追加で納入額をふやしますよというようなことになるのか、その辺の仕組みというのはどんなような形になっているのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 今の医療費等が急増した場合の対応ですが、今現在もですが、27年度から国のほうの国費を用いまして、県に基金を今積み立てております。原則としましては、その基金から借入れをするということになりまして、3年間で県へ返済をするということになります。その場合に、国が3分の1、県が3分の1、それから当該市町村が3分の1で返済をしていくわけですが、市町村で負担をする分については保険税ですとか保険料に上乗せをしていくということになってまいります。

また、本市のように基金を持っている場合につきましては、県からの基金の借入れをせずに、当該市町村の基金でその分を充足していいという取り扱いになっておりますので、その場合であれば当然借入れをしないで済みますので、基金がある間はそちらを使ってということをお前提に考えていきたいと考えております。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

池神委員はよろしいですか。さっき先に質問がありましたけれども、いいですか。

じゃ、発言ということでマイクを入れてください。

池神委員どうぞ。

○委員（池神哲子君） そのために時間とったら悪いかなと思って、ちょっと遠慮しているんですけれども、非常に難しい問題ですね。もうちょっとやさしく説明してほしいかなと思って、この表をどうやって理解しようかなと思って、この算定額についてももう1回説明してもらいませんか。4ページですけども、調整の前後と措置後になっていきますよね、これ。それで、わかりやすく表にはなっているんで

すけれども、例えば平成30年度の試算額では甲斐市が県平均よりはちょっと少なくはなっているんですけれども、増減を見るとこんなふうにマイナスにはなっているんですけれども、これがどういう状況になっていくのかなというふうなところでは、どういう解釈をしていくのかなと思ってみたり、人々に説明するときにはどういうふうに言うのかなと思って、そのあたりもうちょっとかいつまんでわかりやすく説明してもらえますか。特に4ページの表のところがすみません。

○委員長（五味武彦君） もう1回わかりやすい言葉で。

加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） （2）の調整措置前、それから（3）の調整措置後という欄でございまして、甲斐市につきましては、この1人当たりの納付金額、保険料額が増額となりませんでしたので、たまたま（2）、（3）とも同じ数字が入る形となっておりますが、これは都道府県化に伴いまして急激に1人当たりの納付金額ですとか保険料、保険税の額が増加する市町村がございます。その市町村に対して激変緩和措置として、国・県の公費を投入をしまして、激変を緩和する取り扱いをしております。激変緩和の対象になった市町村につきましては、（3）のところの数字が下がってくるということになってまいります。県平均のところだけをごらんいただきますと、（2）のほうは1人当たりの納付金額で12万8,000円ほど、それから、（3）の調整措置後では12万5,500円ほどとなっております。この差が激変緩和によって調整措置を公費を投入した差ということになってまいります。

ただ、先ほども申し上げましたとおり、甲斐市につきましては28年度と比較して納付金額、保険料額とも下がるという結果となりましたので、この激変緩和の対象にはなっておりませんので、こういう形で措置前、措置後とも同額というふうになっております。

○委員（池神哲子君） それが激変緩和ということですか。

○委員長（五味武彦君） 池神委員どうぞ。

○委員（池神哲子君） わかりました。何かちょっとだけですけどもね。ありがとうございました。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

2月にまた常任委員会がありますので、もう少し詳しく確定した部分とかいうふうな説明するということの当局の説明ですので、ご理解いただきたいと思います。

○委員（池神哲子君） 2月にね。じゃ、ちょっとこちらのほうも研究しておきます。よろしくお願いします。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員、ございますか。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 確認をしておきたいんですけども、今数字の上ではこうやって県がやるようになったから、数字の上では減るんですけども、大事なことは、県がやるようになって、実際甲斐市の保険税が上がるか、上がらないかというところが一番問題だと思うんですよ。現実には詳細がわからないという状況ですけども、今後それについて下がることは歓迎するんですけども、上がることもあり得るのか、その辺のところの読みというか、見通しというか、その辺はどんなぐあいになっているんですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） この試算だけを見ますと、28年度に比べると下がるというような形になるわけですが、来年度薬価等の給付費の引き下げがございしますが、いずれにしても、医療の高度化、高齢化は進んできているという状況でございしますので、いずれはまた医療費伸びてくるというふうに考えております。そう考えますと、保険税等もいずれはまた引き上げが必要になるかと考えております。ですが、今現在基金を8億円余り保有しておりますので、こちらのほうを使いまして、できるだけ保険税の税率の引き上げにつながらないようなやり方を進めていきたいというふうに考えております。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 今基金という話があったですけども、それは今後基金については今まで市が単独で運営していたんで、残ったものは基金に積み立てることができるんですけども、今度基金については今後はそういう市単独の基金の積み上げということはできないということになるということですか。

○委員長（五味武彦君） 加藤課長。

○保険課長（加藤文雄君） 市で現在保有しています基金、また繰り越しがあった場合につきましては、今までどおり市の基金に積み立てることが可能でございます。

○議員（内藤久歳君） はい、わかりました。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑も終了いたします。

以上で、（２）国民健康保険制度改正についてを終了いたします。

次に、保険課関係のその他を行います。

保険課から報告ありますか。特になし。

次に、保険課関係で委員より聞きたいところがあればお願いいたします。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で、保険課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

ご苦労さまでした。

10分休憩をとります。40分再開。

休憩 午後 2時30分

再開 午後 2時42分

○委員長（五味武彦君） それでは、会議を再開いたします。

（３）第２次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）について、当局の説明を求めます。

説明で大体二、三十分かかりますので、よろしくお願いします。

中込環境課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまでございます。

それでは、環境課から第２次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましてご説明させていただきます。

厚生環境常任委員会資料５ページをお願いいたします。

まず、１の経緯であります。

第１次甲斐市一般廃棄物処理基本計画についてであります。廃棄物の処理及び清掃に関する法律におきましては、市町村は一般廃棄物の発生量、処理量の見込みや発生抑制などのごみ処理に係る基本方針を定める一般廃棄物処理計画の策定を義務づけられており、このため、本市では平成20年3月に第１次計画を策定したところであります。計画期間につきましては、平成20年度から平成29年度までの10年間とする中で、計画最終年度における3つの目標を掲げております。

まず、1人1日当たりのごみの排出量であります。平成17年度実績の660グラムに對しまして、36グラムの減少の624グラムを目指すいたしました。また、事業系ごみ排出量につきましては、平成17年度実績の4,238トンの現状維持を掲げております。リサイクルにつきましては、平成17年度実績の15.9%から、まことに申しわけございませんが、ここで訂正をお願いいたしますが、4.1ポイントではなく3.1ポイント増加の19%以上を目指すこととしたところであります。

このような中で、(2)であります。平成29年度末をもって第1次計画の計画期間が終了することから、新たに今後10年間のごみ処理に関する基本方針を定める必要があるため、第2次総合計画及び昨年度改定いたしました環境基本計画との整合性を図る中で、第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画を策定するものであります。

次に、2のアンケートの実施であります。

市民等のごみ処理やリサイクルに対する意識や取り組み状況等を把握するとともに、計画内容への参考とすることを目的といたしまして、市民及び事業者を対象に8月22日から9月12日までを調査期間とし、アンケート調査を実施したところでございます。

市民アンケートにつきましては、対象者を市内在住者18歳以上の男女とする中で、男女各750人の計1,500人を住民基本台帳から無作為抽出してご協力をお願いしたところ、663件のご回答をいただきまして、回答率は44.2%でありました。

また、事業者アンケートにつきましては、市内事業所から50事業所を無作為に抽出し、ご協力をお願いしたところ、32の事業所から回答をいただき、回答率は64.0%でありました。

このアンケート結果につきましては、昨年11月に開催されました厚生環境常任委員会においてご説明させていただくとともに、環境審議会へも報告したところであります。

資料6ページをお願いいたします。

まことに申しわけございませんが、3の計画(案)の構成において一部の記載漏れがございました。第6章の後に第7章、計画の進行が記載漏れとなっております。まことに申しわけございませんが、第7章、計画の進行の追加をお願いいたします。

改めて3の第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画(案)の構成であります。第1章の計画策定の趣旨から第7章の計画の進行までの7章立てで構成しております。

詳しい内容につきましては、この後別冊の計画書案にてご説明させていただきますが、第1次計画から主な見直し点といたしましては、まず①といたしまして、第1次計画における

10年間の実績をデータ等において検証しております。

また、②としまして、10年間の実績を踏まえて第1次計画の取り組みについての成果を評価しております。

③としまして、今後10年間の動向を推計、予測する中で目標値を設定いたしました。

④として、リサイクル率の目標につきましては、参考として民間回収を含めた推定リサイクル率を追加したところがございます。

最後に、⑤としまして、各種取り組みにつきましては、基本的に第1次計画の取り組みを継続するとともに、新たな取り組みを追加しております。

第2次計画の目標であります、資料の記載のとおりであるところではありますが、別冊の資料にて詳しくご説明させていただきたいと思っております。

それでは、お手数ですが、別冊資料第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）により計画の内容につきましてご説明をさせていただきます。

なお、時間の関係上、主な部分を抜粋してのご説明とさせていただきます。

まず、計画書の3ページをお願いいたします。

計画の趣旨と見直しの背景であります、主に第1次計画策定時以降における国・県・本市の動向について取りまとめる中で、第2次計画の策定の必要性について記述したところがあります。

4ページには計画の位置づけといたしまして、本市を中心として国・県の関連性を図であらわすとともに、5ページでは計画の役割についてフローで示しております。

6ページをお願いいたします。

計画期間及び対象地域であります、計画期間につきましては、平成30年度から39年度までの10年間であります。

なお、上位計画との関係について表で示しておりますが、上位計画の見直しや社会情勢の変化などの状況に応じて、適宜見直しを行うものとしております。

対象地域であります、本市全域であります。

7ページには、国及び県の動向について文章にて記載するとともに、8ページでは国の法律を中心に年表にて動向を記載したところがあります。

9ページからは第2章、甲斐市の概況として、第1節、位置・地勢・面積、第2節、人口・世帯の推移、第3節、産業の動向を記載しておりますが、時間の関係上、省略させていただきます。

次に、15ページからは第3章、アンケートの結果、抜粋といたしまして、第1節、アンケートの概要とともに、市民、事業所アンケートの結果の抜粋を掲載しておりますが、昨年11月の厚生環境常任委員会でご説明と重複しておりますので、省略させていただきます。

23ページをお願いいたします。

23ページからは第4章、ごみ処理の現状と課題を記載しております。

25ページには第1節、ごみ処理の現状としまして、まずごみ処理の体制について説明しております。ご承知のとおり、本市は2つの一部事務組合でごみを処理している状況であること、26ページにはごみの種類、区別ごとの処理方法のフローを示すとともに、27ページでは各広域事務組合における焼却施設などの中間処理施設の概要について記載いたしました。

28ページ、29ページでは、ごみの収集区分といたしまして、種類別、地区別における収集方法や収集箇所、収集回数をまとめております。

30ページをお願いいたします。

ここからはごみの排出量の状況といたしまして、まず①として家庭系ごみ排出量とごみ排出原単位、1人1日当たりのごみの排出量の推移について説明しております。

中段のグラフや下段の表でも確認できますが、過去10年間における家庭系ごみの排出量の推移を見ますと、平成19年度以降減少傾向にあり、平成19年の実績に対しまして、平成28年度実績では1,688.4トン、約9.5%の減少となっております。

また、ごみ排出量の内訳といたしましては、可燃ごみが全体の90%以上を占めている状況であります。

また、1人1日当たりのごみの排出量であります。こちらも平成19年度以降減少傾向であり、平成28年度実績につきましては、平成19年度実績と比較いたしますと70.3グラム、約10.7%の減少となっております。

31ページにはごみ排出量の地区別特性をあらわしております。過去10年間のごみの減少率は人口が減少傾向にある竜王地区が12.5%と最も高く、次いで敷島地区の7.3%、双葉地区の3.1%となっております。1人1日当たりの排出量につきましては、竜王地区が最も多く、次いで敷島地区、双葉地区となっております。

32ページをお願いいたします。

②といたしまして、事業系ごみ排出量であります。若干の波はあるものの、排出量の推移は平成20年度以降増加傾向にあり、平成28年度実績は平成19年度と比較いたしますと約7.0%増加している状況であります。排出量の内容につきましては、可燃ごみがおおよそ

99%を占めている状況でありました。

次に、33ページからは③として資源物回収量とリサイクル率についてまとめたところがあります。

まず、資源物の回収量につきましては、平成19年度以降減少傾向にあり、平成28年度実績は平成19年度実績と比較いたしますと632トン、約18.4%の減少となっております。特に自治会による有価物回収につきましては多く減少しており、10年間で約52.1%の減少となっております。

一方、拠点回収につきましては、竜王地区、双葉地区にリサイクルステーションを整備したことにより増加しており、平成19年度と平成28年度の比較においては約48.5%の増加となっております。データから単純に分析いたしますと、自治会回収から拠点回収へ移行したものと読み取れるところがあります。

リサイクル率につきましては、これも減少傾向にありまして、平成28年度実績では14.8%と平成19年度比で約1.3ポイント減少となっております。

なお、最下段の注釈に記載してございますが、改めてリサイクル率の算出方法についてご説明させていただきますが、リサイクル率は家庭系ごみの排出量と資源物回収量の合計のうち、資源物回収量の占める割合でありまして、平成28年度であらわしますと、33ページ、下段の表の資源物回収量の合計2,797.3トンを中心に、30ページ下段の表の家庭系ごみ合計1万6,128.3トンと資源物回収量合計2,797.3トンを足したものの、いわゆる廃棄物の総量を分母としたものにパーセンテージを掛けたものでございます。

34ページをお願いいたします。

資源物回収量の地区別の特徴について整理をいたしました。

全ての地区において自治会回収が減少してくる一方、竜王地区、双葉地区につきましては拠点回収が大きく増加しております。リサイクル率につきましては敷島地区が19.3%と最も高く、次いで双葉地区14.8%、竜王地区12.4%となっております。

なお、敷島地区、双葉地区は減少傾向である一方、竜王地区につきましては平成25年度からやや増加傾向となっております。

35ページではリサイクル品目別の特徴について整理しております。グラフの青系統の紙類につきましては、平成19年度では全体の85%の割合を占めておりましたが、平成28年度では77%まで減少しており、特に新聞、チラシ、雑誌が著しく減少しております。この背景といたしましては、近年スーパーなどにおいて古紙を中心とした回収が活発化しているこ

とが考えられるとともに、ペーパーレス化や活字離れによる印刷物の流通量の減少も影響しているものと思われるところでございます。

なお、品目名のその他であります。米印にもあるとおり、使用済み小型家電でありまして、対象品目の拡大により急激に増加している状況であります。

次に、36ページ、37ページでは、国及び山梨県の状況をあらわすとともに、本市の立ち位置について示したところでございます。

37ページ上段の家庭系ごみの排出原単位、1人1日当たりの排出量につきましては、本市は国・県より高い水準にございます。

一方、下段のリサイクル率につきましては国・県を上回っている状況であります。

なお、これらの数値は環境省が実施しております一般廃棄物処理事業実態調査の結果をもとにしているものであり、37ページ下段で赤字で掲載しているとおり、本市における算出方法と異なることから、35ページ以前の数値とは一致しておりませんので、ご了承をお願いいたします。あくまで本市の立ち位置を確認するため、参考値として掲載したところでございます。

次に、38ページをお願いいたします。

前計画の検証と評価であります。

38ページ下段の表には平成17年度の実績値、第1次計画の平成29年度目標値、平成28年度の実績値を掲載しております。それを踏まえまして、39ページでは各目標の評価を行っております。まず、ごみ排出原単位であります。平成28年度実績は589.5グラムであり、目標値である624グラムを大きく下回っており、平成29年度においても大きな変動もないことから、目標を達成できる見込みであります。

減少した理由であります。容器包装の軽量化や簡素化などの社会情勢の変化に加え、市民の努力や市の施策が効果としてあらわれたものと思っております。

次に、事業系ごみ排出量であります。目標値は平成17年度実績の4,238トン。現状維持としたところであります。平成28年度実績は4,607.5トンと約370トン上回っている状況であり、平成29年度においても大きな変動が見られないことから、目標は達成できない状況であります。ただし、平成19年から9年間においては目標値を下回っている年度もあり、平均いたしますと4,206トンでありまして、計画全体で見ますと目標は達成している状況であります。事業系ごみ排出量につきましては、大規模商業施設の開発などが大きく影響するとともに、景気等の経済情勢が反映されることから、予測は困難であると考えているところで

ります。

次に、リサイクル率であります。平成28年度実績は14.8%であり、目標値の19%を4.2ポイント下回っておりまして、平成29年度においても目標値を達成できない見込みとしてございます。リサイクル率は平成22年度までは平成17年度実績を上回って推移していたものの、平成26年度以降は下落傾向にあります。この要因といたしましては、近年スーパーなどにおきまして資源物の回収が進んでいること、また、缶や瓶、ペットボトルの軽量化が考えられるところでありまして、市民アンケートにおきましても、市民の約17から18%がスーパーなどの民間に紙類等を出している状況でありました。

40ページをお願いいたします。

第1次計画期間内で実施を開始しました市の主な事業を掲載いたしました。

平成20年4月の規格外ごみの有料収集の統一に始まり、平成28年7月の使用済み小型家電の回収品目の拡大まで、ほとんどがリサイクルに関する事業でございます。

41ページから45ページまでは第1次計画の総合評価を行ったところでありまして、41ページの体系図は第1次計画に掲げる内容であります。右の欄の具体的な施策につきまして取り組みの有無や進捗状況、市民等の意識の度合いなど数値化して評価し、3つの基本計画、それぞれについて総合評価を行いました。

42ページをお願いいたします。

上段の表は評価基準表であり、評価については施策の進行状況に加え、アンケート結果における住民等の意識の度合いを基準に行ったところでありまして、

評価の結果であります。まず1のごみの発生・排出抑制に関する計画の総合評価につきましては、25点満点中19点と達成率は76%であり、おおむね取り組みが進行している状況であります。

次に、2のリユース・リサイクルに関する計画の評価であります。30点満点中25点と達成率は83%であり、取り組みは進行している状況であります。

3つ目といたしまして、環境教育・情報の提供に関する計画の評価であります。25点満点中20点と達成率80%であり、この項目についても取り組みが進行している状況でありました。

以上を踏まえますと、第1次の計画、施策は進行し、市民等に対してごみリサイクルの認識は浸透しており、施策の効果があらわれたと評価したところでございます。

なお、個別の施策の概要、評価につきましては43ページから45ページに掲載してござい

ます。

46ページをお願いいたします。

ごみの処理の現状や評価を勘案する中で、第3節、今後の課題として取りまとめをしております。

まず、ごみの減量・発生抑制につきましては、1人1日当たりのごみの排出量の目標については達成する見込みではありますが、ごみとして出されている割合の高い資源物があることから、さらなるごみの減量化及び発生抑制に向けて取り組む必要があること。特に可燃ごみの約36%を占める生ごみや紙類の分別を強化し、資源化して発生を抑制する必要があること。

事業系ごみにつきましては、今後も大型商業施設等の開発が見込まれることから、既存事業所における発生抑制に向けて、さらなる分別の徹底や資源化に取り組む必要があるとしたところでございます。

また、リサイクルの推進におきましては、スーパーなどの民間の回収拡大やペーパーレス化などの活字離れにより、紙類を中心に年々減少しており、リサイクル率の目標達成は厳しい状況の中で、新たな回収品目の拡大や回収手段の検討、拠点施設の充実などに取り組む必要があること。

アンケート結果におきまして、スーパーなどの民間回収に出す市民が一定割合存在しており、今後も増加が予想されることから、これらを含めた総合的な判断も必要としたところでございます。

また、ごみ処理広域化におきましては、平成43年4月からの峡北、中巨摩、峡南地域の11の市町におけるごみ処理施設1施設化の合意に基づき、その実現に向けて推進する必要があるとしております。

これらの課題に鑑み、47ページからは第5章、ごみ処理基本計画として第1節から第4節の内容により取りまとめをしております。

49ページをお願いいたします。

まず第1節、基本理念であります。循環型社会づくりの推進を基本理念に掲げる中で、廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進の2つの柱の基本方針のもと取り組んでまいりたいと考えております。

50ページをお願いいたします。

第2節といたしまして、ごみや資源物の推計を行いました。まず、ごみ・資源物の推計方

法であります。環境省が示しておりますごみ処理基本計画策定指針に準じた方法を用いるとともに、将来予測人口につきましては平成27年度に策定いたしました人口ビジョンの数値を使用いたしました。

また、事業系ごみにつきましては、これまでの総排出量からトレンド予測したところでございます。

51ページ、52ページはこれらの予測をもとに、ごみや資源物の将来推計を行った結果を示しております。将来推計では第1次計画と同程度の施策を行うことを前提とし、ごみの減量化や資源化が今後も同じ傾向で続く場合を想定して算出しております。推計した結果、上段グラフの家庭系ごみ排出量につきましては年々減少する中で、平成39年度には1万5,453トンと平成28年度実績に対しまして675トンの減少と推計されました。

また、排出原単位におきましても年々減少し、平成39年度では574.1グラムと、平成28年度比15.4グラムの減少と推計しております。

下段の表の資源物の回収量につきましては、こちらも年々減少する中で、平成39年度には2,160トンと平成28年度比637トンの減少、また、リサイクル率におきましても減少の一途をたどりまして、平成39年度には12.3%と、平成28年度比2.5ポイントの減少と推計されております。

52ページをお願いいたします。

事業系ごみの排出量になりますが、こちらは年々増加し、平成39年度には4,995.8トンとなり、平成28年度比388.3トン増加する見込みであります。

これらの推計値を踏まえまして、53ページからは第3節、計画の目標設定といたしまして、各指標における目標値及びその考え方をまとめております。

まず、家庭系ごみ排出量とごみ排出原単位であります。中巨摩、峡北の各広域におきまして、毎年それぞれ複数回の可燃ごみの組成分析を行っております。その結果によりますと、生ごみが35.8%と最も多く、次いで紙、布類が34.0%、ビニール等が16.1%の順となっております。そのため、家庭系ごみの中には減量化できるものや資源化できるものが一定量含まれているものと考えられ、減量化及び資源化可能量を算出し、目標値を設定することといたしました。

53ページ、下段の表が算出した可能性ではありますが、まず、可燃ごみにつきましては発生抑制で140トン、資源化で210トン、計350トンの削減を目指します。

また、不燃ごみと粗大ごみにつきましては、資源化によりそれぞれ20トンずつの削減を

目指し、ごみ全体といたしましては390トン削減し、推計値における減少傾向の675トンと合わせ、平成28年度実績値に対しまして1,065トン、6.6%の減少を目指し、ごみ排出原単位は560グラムを目標といたしました。

54ページをお願いいたします。

上段のグラフは推計値による減少と発生抑制及び資源化による削減のイメージ図でございます。平成28年度実績は1万6,128トンのごみ排出量は減少傾向であるこれまでの状況から、平成39年度には675トンが減少し、1万5,453トンと推計されるところでありますが、さらなる減量化や資源化を進めることにより、390トンの減少を加え、合計で平成39年度におきまして1,065トンの減少の1万5,063トンとする中で、ごみ排出原単位、1人1日当たりの排出量を560グラムとする目標といたしたところであります。

資源物回収量とリサイクル率につきましては、推計値におきましては資源物の回収量は年々減少し、平成28年度実績の2,797トンに対し、平成39年度は637トン減少の2,160トンと推計されるところでありますが、ごみ排出量における削減目標の資源化分の250トンを加えることにより減少を抑制し、リサイクル率の目標値は13.8%以上と設定いたしました。

55ページではアンケート結果より明らかになりましたスーパー等の民間に資源物を排出している市民の比率を参考といたしまして、平成28年度における本市全体の資源物回収量を推定する中でリサイクル率を算出したところでございます。

下段の表は各品目における推定資源物回収量の結果であります。算出方法といたしまして、新聞、チラシの例でご説明いたしますと、新聞、チラシの市回収実績970.3トンは実数でございます。アンケート結果の自治会の有価物回収や市のリサイクルステーションに排出している割合、市の回収比率の68.5%で割りますと、資源物としてリサイクルしている全体の量が推計されます。この全体の量にアンケート結果の民間回収比率である17.9%を掛けますと、民間回収量は253.6トンが推計されます。よって、回収実数の970.3トンと推定民間回収量の253.6トンを足した数字、1,223.9トンが推定資源物回収量となります。

このような計算方法により、各リサイクル品目ごとに算出した結果、合計3,342.6トンが推定資源物回収量となり、下段の計算方法により推定リサイクル率は17.2%と算出されたところでございます。

56ページをお願いいたします。

上段のグラフは推計値と目標、推定リサイクル率のイメージ図でございます。

次に、事業系ごみの排出量でございますが、推計では年々増加する中で、平成39年度に

は平成28年度実績の8.9%増の4,996トンと見込まれておりますが、事業系ごみの中には資源化や発生抑制が可能なものが含まれていることが推測されることから、平成28年度実績値の3.0%増に抑え、4,746トン以内を目標値といたしました。

57ページは本計画の目標を改めて示すもので、大変申しわけございませんが、事業系ごみの排出量の目標が4,745トンとなっておりますが、4,746トン以内が正しい数字です。訂正してお詫びいたします。この3つの事業のそれぞれの目標を目指し、第2次計画を取り組むことといたしました。

58ページをお願いいたします。

第4節といたしまして、目標達成のための取り組みであります。

58ページは全体の体系図であります。循環型社会づくりの推進の基本理念のもと、基本方針として廃棄物の発生抑制とリサイクルの推進の2本の柱を掲げて、それぞれ2つの基本施策の考えの中で具体的な取り組みについて実施してまいります。

59ページからは具体的な取り組みの内容の記載となっておりますが、第1次計画の取り組みを継続するとともに、新たな取り組みを追加したところであります。

時間の関係上、新たな取り組みを中心にご説明させていただきます。

まず、基本方針、廃棄物発生抑制におきましては、上から4点目の生ごみの分別収集の研究であります。バイオマスセンターで生ごみの受け入れ態勢を構築するとともに、家庭から排出される生ごみの分別収集について調査研究をしてまいりたいと考えております。

また、食品ロスの削減を推進するためにも、市民、事業者、各種団体に対しまして啓発活動に努めてまいります。

60ページをお願いいたします。

上から2番目でございますが、ごみ出し困難世帯に対する収集支援であります。適正な収集体制を維持するためにも、支援体制につきまして福祉部門と連携し、調査研究に努めてまいります。

ごみ処理施設の広域化等ではありますが、峡北、中巨摩、峡南地域のごみ処理施設1施設化につきましては、その実現に向けて県や構成市町と連携して推進してまいります。

61ページからは基本方針、リサイクルの推進における具体的な取り組みとなっております。

まず、上から3点目の新たな回収品目の検討ではありますが、古着や古布、その他新たな資源物の回収に向けて、先進事例を参考に検討を進めてまいります。

次の回収品目の分別強化であります。ミックス紙やその他プラ、空き瓶、空き缶等につきましては資源物として回収する余地がありますので、これらの分別の強化を図ってまいります。

事業所における資源物回収の促進であります。商工会等と連携を図りながら、事業所における資源物の有効な回収方法について調査研究を進めてまいります。

次のごみ小屋での資源物収集の検討におきましては、アンケート結果では身近な場所での資源物回収を望む声が多かったところであり、そのために自治会が管理するごみ小屋における資源物の個別回収についての検討を進めてまいります。

I C Tを活用した分別方法等の周知であります。ウェブサイトやS N S、アプリ等を活用し、情報提供の利便性の向上を図ってまいります。

62ページをお願いいたします。

1点目の使用済み小型家電回収の促進であります。さらなる周知を図るとともに、身近な回収方法について調査研究を進めてまいります。

上から3点目の食品廃棄物の資源化であります。バイオマスセンターにおける液肥化事業を継続するとともに、利用拡大に努めてまいります。また、新たな資源化の方法につきましても調査研究を行ってまいります。

63ページ、不用品等のリユースの推進においては、近年古着を中心にリサイクルショップの利用が進んでいることから、情報提供に努める中で不用品の有効利用を推進してまいりたいと考えております。

最後のもったいない意識の向上であります。環境に優しいまちづくりを推進するため、ごみを出さず、物を大切にすもったいない意識を向上させるための啓発に努めてまいります。

以上がごみ処理基本計画になりますが、65ページからは第6章、生活排水処理基本計画になります。

67ページをお願いいたします。

本市における生活排水処理体制の概要につきましてフロー図にて示しております。

69ページから72ページまではそれぞれの処理体制の内容についてまとめたところでございます。

73ページをお願いいたします。

処理別の人口につきましてグラフと表で示しております。処理別人口は、公共下水道が最

も多く、約7割を占めており、年々増加しております。また、合併浄化槽についても増加している状況であります。

74、75ページでは広域事務組合のし尿処理施設及び汚泥搬入量についてまとめております。搬入量につきましては波があるものの、下水道の整備普及により基本的には減少傾向にあります。

76ページには第1次計画における生活排水クリーン処理率の推移を示しております。

本市におけるクリーン処理率につきましては、平成28年においては87.3%と山梨県全体の81.3%を上回っている状況であります。

なお、下段の注釈に記載してございますが、クリーン処理率であります。総人口に対して生活排水が公共下水道、合併浄化槽、地域し尿処理施設、農業集落排水施設のいずれかで処理している人口の割合でございます。

77ページであります。第1次計画では平成29年度目標を86%としたところ、平成28年度実績は87.3%でありましたので、目標を達成できる見込みでございます。

78ページをお願いいたします。

生活排水処理基本計画の基本理念と基本方針を示しておりますが、環境基本計画との整合性をとったところであります。

79ページのクリーン排水処理率の推計値と目標値であります。目標値につきましては総合計画におきましても設定しているところでございますが、算定方法の見直しにより現状と乖離していることから、下水道課で策定いたしました中長期計画に準じて設定したところでございます。

80ページからは目標達成のための具体的な施策になります。基本的に環境基本計画に沿った内容でありますので、この場では省略させていただきますが、1点、82ページをお願いいたします。

82ページ、最後の広域処理施設の維持管理等であります。2行目にもありますとおり、老朽化に伴う施設の更新につきまして、組合及び構成市町との連携を図りながら、効率的な処理のあり方について調査研究を進めてまいりたいと考えております。

83ページからは第7章、計画の進行といたしまして、各主体の役割と計画の進行について記載しております。基本的にはPDCAサイクルにより計画の進行管理を行ってまいります。

89ページからは資料編といたしまして、昨年11月、厚生環境常任委員会にてご説明いた

しましたアンケート結果について掲載しております。

また、市民アンケートの年代別分析につきましても追加で掲載しております。

以上で、第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）のご説明であります。最後に、厚生環境常任委員会資料6ページにお戻りいただきたいと思っております。

4の今後のスケジュールであります。

あすからパブリックコメントを実施し、市民等からご意見を募集いたします。また、1月24日には環境審議会に対しご説明し、ご意見を賜りたいと思っております。その後、一部若干の修正を行う中で、2月末には計画として正式に策定し、3月には計画書の印刷、配布を予定しているところであります。

以上、第2次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）につきましてご説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（五味武彦君） 当局の説明ご苦労さまでした。35分に終わったというような説明でございました。

これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がございましたらお願いいたします。

委員の方、どうぞ。

先にこの意見のことを言わなくていいの。

中込課長から追加の説明がありますので、中込課長。

○環境課長（中込広人君） 既に事前に配付しておりますこちらの計画案に対する意見・提言書がございます。環境課の甲斐市一般廃棄物処理基本計画に対する意見・提言がありましたら、1月26日金曜日までに環境課のほうにご提出のほうをお願いいたします。よろしくお願ひいたします。

○委員長（五味武彦君） 委員の方、質問ございますか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） 今一般廃棄物処理基本計画やお話を伺いまして大変感動しました。本当に大変な努力をなされているなということで、私たちはそのおかげできれいなところずっと住まわせていただいているという気がするんですけども、このとおりにやっているわけですから、すごい計画に本当になっていて、やはりこれ宣伝していかないとまずいですね、市民の皆さんに。やはりきれいだと、そんなにわからないんですよ。ちょっとごみでも散らかったり汚くなってくると、何とか言うことが多いんですけども、本当にごみが散らか

っているというのではないですよ、どこを見てもね。散歩して歩いても。本当に気持ちのよいところというか、富士山はきれいに見えるし、いいところに来たかなんて私は東京から来ているものですから、非常にそれは感じるんですけども、やはり市がこれだけ行政の中で努力されているということをまた考えますと、なおさら何か感動するというか、そういう努力があつてということを感じまして、ありがたいなということをお前も地区に言っていかなければいけないんじゃないかなんて思ったりしてよかったなと思っています。感想です。ありがとうございます。

○委員長（五味武彦君） 答弁よろしいですね。

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了させていただきます。

続いて、傍聴議員の質疑をお願いいたします。

傍聴議員、ございますか。

保坂議員どうぞ。

○議員（保坂芳子君） 59ページの食品ロスの削減のところなんですけれども、これこのまま多分印刷ではなくて、もっと詳しいあれがあるかなと思うんですが、もう少し具体的な、例えば前のところではマイ箸とか、マイボトルとかというふうに具体的なものが出てますよね。食品ロスの場合にもうちょっと具体的なもの、例えば30・10運動とか、ああいった具体的なものがちょっとあるといいかなということ。

もう一つ言っていていいですか。

○委員長（五味武彦君） 先にその質問を。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 先に保坂議員におっしゃられましたけれども、一応30・10運動とか、そういったものを実践するように、我々まず市役所のほうから始めまして、それをいろんなところに広げてまいりたいなというふうなことを一つ考えております。

○委員長（五味武彦君） じゃ、次どうぞ、保坂議員。

○議員（保坂芳子君） もう一つすみません、62ページの使用済みの小型家電回収、これが結構集まっているということなんですけど、やり方によってはもっと集まるのかなと思ったりするんですよ。例えば今自治会のやっているところでは回収してないですよ。拠点のところだけですよ。そういったことをもうちょっと市民に知らせればできると思うんですけ

れども、その考えというのはありますか。それは必要ないんですかね。どうなんでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） こちらにも記載があるとおり、回収方法について検討するという
ことで、現在は各地区のリサイクルセンターのみ回収なんですけれども、例えば燃えない粗
大ごみの日に自治会のほうで集めていただくとか、そういったことも試験的にやりまして、
その効果等も見て判断をしたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） ほかに傍聴議員、ございますか。

金丸議員。

○議員（金丸 寛君） 62ページの食品廃棄物の資源化というところで、バイオマスセンタ
ーにおける給食残渣の液肥化ということで、液肥も私のほうでも去年ですか、ちょっといた
だいて、薬物に使ってみて、実験的に使っている段階なんですけれども、家庭から出る生ご
み、非常に割合が35.8ですか、多いとされていますけれども、それも含めて給食残渣のみ
ならず、家庭用の生ごみの分別等をやってバイオのほうに使用できたら、かなりの部分が金
額的にも負担が軽くなるんじゃないかと。さらにバイオのほうでできる液肥の成分ですね、
今一生懸命皆さん成分分析等をやられているというお話ですけれども、ぜひその辺の分析結
果というものを早急に出していただいて、こういうものによいよというようなことで甲斐市
内で多く使われるような段階に早くなるといいなと思っております。その辺の進捗状況をもし
おわかりでしたらお知らせいただきたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 先週も山梨大学のほうに出向きまして、中間の報告みたいなもの
をいただいたところなんですけれども、先ほど議員さんもおっしゃるとおり、薬物には非常に効
果があるというふうなことが出ております。さらに平成30年度におきましても圃場で実験
をして、最終的にそういったものも含めたり、効果があるもの、実際に効果がないものも全
てに万能な液肥ではございませんので、効果のあるもの、効果のないものをはっきりさせて、
その辺の効果がどんな効果があるのかということも30年度内にまとめて、それについてま
とめた内容を例えばシンポジウムを開いて、市民等の皆様にそれを発表するというふうなこ
とも計画しているところでございます。

○委員長（五味武彦君） 一般の生ごみができるかどうかという話。一般の生ごみ、全体的に。
中込課長。

○環境課長（中込広人君） 実際に機械の量もキャパがありますので、今すぐ市民の生ごみを

受け入れるということはできませんし、また、仮に受けたとしても、それははげ口がなければ、つくってダブついてしまうということがありますので、今のところはちょっと不可能に近いのかなと思いますけれども、いずれにしましても、こちらの62ページに書いてあるとおり、液肥の利用拡大を図るとともに、また新しい資源化につきまして調査研究を図りたいと思っておりますし、またそれができた暁には、59ページにございますが、生ごみの分別収集の研究にもつなげてまいりたいと思っております。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員。

内藤議員。

○議員（内藤久歳君） 20ページの市民アンケートのまとめの中に3点ありますよね。この市民アンケートを参考にしながら、今回の計画の中にこのアンケートに対する対策というか、その辺はこの計画の中にどのように落とし込んでいるのか、その辺のところは具体的にどう思っているんですか。

○委員長（五味武彦君） アンケートのまとめの。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 20ページのアンケートのまとめの反映ということなんですけれども、まずその中でリサイクル率の低いプラスチック製容器包装、白トレイ、ミックス紙等の資源化の促進と新たな品目の回収が必要というふうな形の中は、61ページには新たな回収品目の検討、またはその下にある回収品目の分別強化といったところにつながっているところでありまして、また20ページ、②の資源物回収拠点や回収機会の充実というふうなことになると思いますが、同じく61ページの上から2段目になりますが、拠点回収の推進、これについてはリサイクルステーションの回収に引き続き周知徹底を図るというふうなこともございますし、また、先ほど小型廃家電の回収方法の検討といったことにも一応つながっているつもりでございます。

○委員長（五味武彦君） 内藤議員。

○議員（内藤久歳君） そのことを例えば今の言ったことに関して具体的にどういう方法でやっていくかということは考えているということ。具体的に今言ったことに対してどんなように進めていくかという具体的な方策。

○委員長（五味武彦君） 中込課長。

○環境課長（中込広人君） 一応担当レベルでは構想は当然ながら持っていますし、10年間の計画ですので、その10年間の中で試行錯誤しながら、また、試行しながら、それが実に

なるといったことになれば実行にも移してまいりたいというふうに考えております。

○委員長（五味武彦君） ほか傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（３）第２次甲斐市一般廃棄物処理基本計画（案）についてを終了いたします。

次に、環境課関係のその他を行います。

環境課から報告ありますか。

中込課長。

○環境課長（中込広人君） 大変お疲れさまです。

環境課からその他でちょっと報告をさせていただきたいと思います。

先週12日の金曜日、県から本市内の土壌汚染につきましてご一報がありましたので、ご報告させていただきます。

土壌汚染があった場所につきましては、敷島地区の甲斐市中下条地内であり、具体的な場所につきましては、パチンコＡＢＣの北側の内藤螺子製作所の跡地であります。内藤螺子製作所につきましては、平成22年から当該土地で操業しておりましたが、平成25年に双葉地区に移転しております。今回跡地について駐車場を整備するに当たり、特定施設であったため、土壌汚染につきまして調査したところ、土地の一部に土壌汚染があることが判明いたしました。汚染物質であります、トリクロロエチレンと鉛及びその化合物であります。現在のところ県においては汚染の度合いについては周辺への影響はないものと判断しているとのことであり、2月中には事業者が敷地内で地下水の水質検査を行うこととなっております。その結果によっては今後の対策等を判断するとのことであります。

現在までの情報は以上のとおりであり、今後県に詳細について聴取または協議していきませんが、詳しい情報等が判明した暁には、厚生環境常任委員会においてご報告いたしますので、まずはご一報ということでご理解のほうをお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○委員長（五味武彦君） これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか、この件に関して。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑を許します。

ありますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、次に、環境課関係で委員より特にお聞きたいことがありましたらお願いいたします。

ございますか。

池神委員、どうぞ。

○委員（池神哲子君） 63ページ……

○委員長（五味武彦君） もう終わってしまったことなんで、すみません、お願いします。

以上で、環境課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

ご苦労さまでした。

ここで休憩をとります。50分再開。十二、三分ございます。

休憩 午後 3時37分

再開 午後 3時49分

○委員長（五味武彦君） では、時間前ですけれども、進めさせていただきます。

会議を再開いたします。

（4）に入ります。甲斐市第5期障がい福祉計画及び甲斐市第1期障がい児福祉計画（案）について、当局の説明を求めます。

齊藤福祉課長。

○福祉課長（齊藤一己君） お疲れさまです。よろしくお願いたします。

それでは、福祉課から甲斐市第5期障がい福祉計画及び第1期障がい児福祉計画の素案につきましてご説明いたします。

本計画は第1章から第7章までで構成されております。

素案1ページから3ページは、第1章、計画の基本的事項として、計画策定の趣旨、計画の位置づけ、計画の策定体制の3つの事項について記載しております。

まず、1ページの計画策定の趣旨ですが、本計画はページ後段の計画期間にありますとおり、3年を1期とし、障害者総合支援法及び児童福祉法に基づき、今年度全国の市区町村が

一斉に策定するものです。

策定内容につきましては、国の定める基本方針及び第4期計画の実績検証と評価を踏まえ、本市における障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援サービスなどについて本計画の最終年度となります平成32年度の目標数値を設定し、各年度のサービス見込み量と確保のための方策を定めることとされております。

また、今回の策定では法の一部改正により、障がい児通所支援及び障がい児相談支援に対する目標数値や見込み量を定めることが求められていることから、本市では障がい福祉計画と障がい児福祉計画を一体的に策定しております。

次に、2ページの計画の位置づけですが、図でお示しさせていただいたとおり、上位計画となる第2次甲斐市総合計画を初め、各関係計画とも整合性を図り、本計画を策定しております。

次に、3ページの計画の策定体制ですが、甲斐市保健福祉推進協議会設置要綱に基づく協議会及び障がい当事者や障がい福祉関係団体、障がい福祉サービス関係者、学識経験者などで構成するワーキング会議において計画案の作成及び協議を行うとともに、ニーズ等を把握するために、市内にあります4つの障がい者団体との意見交換会も開催し、本日お示しさせていただいている素案をまとめております。

また、市民から広く意見を聴取するために、あすからパブリックコメントも実施することとしております。

4ページをごらんください。

第2章は障がい者の状況として、本市の人口の状況について、各年4月1日現在の総人口と年齢3区分別人口の推移をあらわしたものです。

また、5ページから9ページでは障害者手帳の区分にあります身体、療育、精神の3種の手帳所持者の状況をまとめたもので、平成29年4月1日現在では身体障害者手帳所持者は2,453人、また、療育手帳は407人、そして精神障害者保健福祉手帳は547人で、総勢3,407人となり、直近3年間においては各種の手帳所持者数は増加している状況にあります。

なお、6ページの下段には特定医療費（指定難病）受給者数を、また、9ページには自立支援医療（精神通院）受給者数の推移につきましても表記いたしましたが、いずれも増加傾向にある状況です。

次に、10ページをごらんください。

第3章は計画の基本的な考え方として、障害者総合支援法の理念と本計画の上位計画とな

ります昨年度策定いたしました第2次甲斐市障がい者計画の理念が共生社会の考え方に相通ずることから、基本理念を地域社会でともに生き、支え合う共生のまちづくりとするとともに、5つの基本方針を定めております。

1つ目として、障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援。

2つ目として、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施など。

3つ目として、入所・入院等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備。

4つ目として、地域共生社会の実現に向けた取り組み。

そして、5つ目として、障がい児の健やかな育成のための発達支援としております。

11ページをごらんください。

第4章は障がい福祉サービス等の体系として、この後のページでそれぞれお示ししております障がい福祉サービス、地域生活支援事業、障がい児通所支援サービスなどの各年度のサービス見込み量と確保のための方策について、サービス体系や区分等について明記させていただきました。

12ページをごらんください。

第5章は障がい福祉計画として、第1章の計画策定の趣旨でご説明いたしました計画最終年度となります平成32年度を目標年度とし、国の基本方針を踏まえつつ、本市の実情に応じて4つの成果目標を設定しております。

まず1つ目の（1）福祉施設の入所者の地域生活の移行ですが、第4期計画から成果目標に定められているもので、福祉施設に入所している障がい者をグループホームなどの地域生活へ移行する人数等について目標値を設定しており、国の基本指針では平成28年度末時点の施設入所者数から2%以上の削減、また平成28年度末時点の施設入所者数の9%以上を地域生活へ移行としており、本市の実情を踏まえ、入所者削減目標は6人、地域生活移行者数は12人としております。

次に、13ページの（2）精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築につきましては、今計画で新たに定められたもので、国の基本方針では精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、全ての市町村または圏域ごとの協議会や、その専門部会などによる協議の場を設置することとしており、本市では協議の場を1カ所設置することを目標とします。

次に、（3）地域生活支援拠点等の整備ですが、第4期計画からのもので、障がいのある

人の重度化、高齢化や親なき後を見据え、障がい児・者が住みなれた地域で安心して暮らしていけるよう、国の基本指針では市町村または各圏域には地域生活支援拠点等を少なくとも1つ整備することとしており、本市では甲斐市地域自立支援協議会と協議、検討を行い、市内へ1カ所整備することを目標とします。

次に、(4)福祉施設から一般就労への移行等ですが、目標達成に向け、4つの具体的目標を定めており、①として福祉施設から一般就労への移行等から、③事業所ごとの就労移行率につきましては、第4期からの目標となります。

まず①福祉施設から一般就労への移行等では、国の基本指針では一般就労の移行者数を平成28年度実績の1.5倍以上とすることとしており、本市では11人の福祉施設利用者が一般就労に移行することを目標とします。

14ページの最上段、②就労移行支援事業の利用者数につきましては、国の基本指針では平成28年度末における利用者数の2割以上増加することとしており、本市では16人が就労移行支援事業を利用することを目標とします。

次に、③事業所ごとの就労移行率につきましては、国の基本指針では就労移行支援事業所のうち、就労移行率が3割以上の事業所を全体の5割以上とすることとしており、本市では全体の66.7%の就労移行支援事業所が就労移行率3割以上となることを目標とします。

そして、④就労定着支援事業による職場定着率につきましては、今計画から新たに定められたもので、国の基本指針では各年度における就労定着支援による支援開始から1年後の職場定着率を80%以上とすることとしており、本市では就労定着に向けた支援をする事業所等と連携を図りながら、1年後の職場定着率を80.0%以上とすることを目標とします。

15ページをごらんください。

2、障がい福祉サービスとして、11ページの第4章、障がい福祉サービス等の体系で記載している各種の障がい福祉サービスについて、それぞれサービス内容及び利用対象者の解説を記載するとともに、第4期計画の期間となります平成27年度から今年度までの実績等を検証し、第5期における各年度のサービス見込み量と見込み量確保のための方策について定めており、その内容を37ページまで記載しております。

次に、38ページをごらんください。

冒頭にご説明いたしましたとおり、障害者総合支援法及び児童福祉法の一部改正により、障がい児通所支援及び障がい児相談支援に対する目標数値や見込み量を定めることが求められていることから、第6章に第1期となる障がい児福祉計画を記載しております。

初めに、1、成果目標の設定ですが、障がい児支援の提供体制の整備等として、新たに5つの項目について国の基本指針を踏まえつつ、本市の実情に応じてそれぞれ数値等を成果目標として設定しております。

まず①児童発達支援センターの整備ですが、国の基本指針では、児童発達支援センターを各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上設置することとしており、本市では既存の1カ所の機能をさらに充実させることを目標としております。

次に、②保育所等訪問支援サービスを利用できる体制の構築ですが、国の基本指針では、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することとしており、本市では既存の2カ所の機能をさらに充実させることを目標とします。

39ページをごらんください。

次に、③重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所の確保ですが、国の基本指針では、重度心身障がい児を支援する児童発達支援事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保することとしており、本市では1カ所確保することを目標とします。

次に、④重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保ですが、国の基本指針では、重度心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所を各市町村または圏域に少なくとも1カ所以上確保することとしており、本市では1カ所確保することを目標とします。

最後に、⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置ですが、国の基本指針では、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることとしており、本市では1カ所設置することを目標とします。

40ページから42ページは2、障がい児福祉サービスとして障がい児支援サービスに係るサービスについて、サービス内容及び利用対象者の解説を記載するとともに、第4期計画では相談支援として実施いたしました障がい児相談支援と障がい児通所支援サービスとして実施しておりました4種のサービス、計5種のサービス等の実績を検証し、第5期において加えられた2種を含め、7種のサービス見込み量と見込み量確保のための方策について、第1期として定めております。

次に、43ページをごらんください。

第7章は計画の推進体制として、障がい者が個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活が営めるように、支援体制の確保を図り、計画を推進すること、また、PDCA

サイクルによる評価と見直しを行うこととしております。

そして、44ページからは資料編として、市内施設・事業所一覧、45ページには市内施設・事業所マップ、46ページには策定経過、47ページ、48ページには策定体制に位置づけられている甲斐市保健福祉推進協議会委員の名簿と策定ワーキング会議の名簿を、そして、最終ページには各種サービスに係る名称の索引を掲載しております。

以上が甲斐市第5期障がい福祉計画及び甲斐市第1期障がい児福祉計画の素案に係る説明となりますが、本計画につきましても、さきにご説明がありました保険課及び環境課の計画と同様にパブリックコメントを実施するとともに、厚生環境常任委員会の委員の皆様を初め、議員の皆様からの意見、提言をお願いしたいと考えておりますので、何とぞよろしくお願いいたします。

以上です。

○委員長（五味武彦君） これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等ございますか。ありましたらお願いいたします。ないようですか。

池神委員どうぞ。

○委員（池神哲子君） 47ページですけれども、例えば食生活改善推進委員会の委員長さんがいらっしゃいますよね。そういう方がどんな具体的な援助していくのかなど。今まで以上の仕事にこれを加えていくわけですよね。新しいこれ名簿になっていますけれども、ということになるんですか。協議会委員名簿というのは。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） この47ページのほうに記載させていただきました甲斐市保健福祉推進協議会につきましては、甲斐市の例規で設置要綱が定められておりまして、保健福祉部門の計画もしくは推進事業等に係る諮問を行うに当たりまして、一応最高機関の部署というふうに定められております。その中で選出、抽出区分が決まっております、その中で食生活改善推進委員の会長さんということでご出席いただいているところです。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

清水委員。

○委員（清水正二君） 38ページと39ページに入るんですけれども、先ほどの説明の中で目標値として、今①、②、③とあったんですけれども、1と2は既存のものがあるというふうに言っていたんですけれども、そのほかの3と4と5は、これは今のところは既存のものがないんですか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） おっしゃるとおり、①、②につきましては民間の福祉事業所がございまして、それをさらに充実させていこうと。それから、3、4、5につきましては現在存在いたしませんので、設置することを目標に第5期で進めていくという内容になっています。

○委員（清水正二君） いいです、すみません。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑になります。

傍聴議員、ございますか。

保坂議員どうぞ。

○議員（保坂芳子君） 37ページなんですけど、巡回支援ですね。専門員の整備事業で、毎年1回ずつふえているんですけども、例えばこの平成29年の5回、これは1回当たりというのは例えば保育園全部1周するのを1回というふうにして数えているのか、それとも本当に1校に1回、何時間だけを1と数えて、どんなふうになっていますか、実績というか。どういうふうになっていますか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） こちらのほうにつきましては、平成28年度から臨床心理士をお願いいたしまして、予算も措置をさせていただいております。この1回というのは1日ということでの単位になりますので、過去においてもご質問等いただいております。年々ふやしていくということで、発達障がい等のお子さんの早期発見、それから早期治療等につながればというふうに思っております。

○委員長（五味武彦君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） わかりました。この発達障がいというのは障がいの中に入るというふうな認識でいたんですが、この計画を見ますと、ほとんどこの部分では発達障がいがあったんですけども、あとないと。そうすると、障がい者の計画の中では発達障がいの早期発見には少し力を入れていくけれども、そのほかの発達障がいの子どもたち、それから者、そういう人たちに対しての継続したケアとか、サポートとかというのは何か見当たらない。この計画の中に発達障がいという言葉自体が余りないというか、それに対しては何かもっと私、期

待していたんですけれども、ないなという感覚なんですけれども、それはどういうふうに考えますか。

○委員長（五味武彦君） 齊藤課長。

○福祉課長（齊藤一己君） 発達障がいにつきましては今お話がございましたとおり、障がいの者の手帳というのが基本的には交付されていない状況になりますけれども、甲斐市においては医師の診断書に基づきまして、障がい児が提供されて受けられるサービスを一応全て受給できるような体制をとっておりますので、一応発達障がいを抱えたお子さんもサービス等を利用して改善等に努めているというところです。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほかございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） ないようですので、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（４）甲斐市第５期障がい福祉計画及び甲斐市第１期障がい児福祉計画（案）についてを終了いたします。

次に、福祉課関係のその他を行います。

福祉課から何か報告ありますか。なし。

次に、福祉課関係で委員より聞きたいところがあればお願いいたします。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） ないようですので、以上で、福祉課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 ４時 １ １分

再開 午後 ４時 １ ２分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

（５）甲斐市第８次高齢者保健福祉計画・第７期介護保険事業計画（案）について、当局の説明を求めます。

説明で20分ぐらいということによろしくお願いします。

飯沼長寿推進課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お疲れさまでございます。

それでは、長寿推進課から甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）についてご説明を申し上げます。

こちらの資料で説明させていただきます。

まず、1枚まくっていただきますと目次がございます。本計画は第1章の計画の策定にあたってから、第10章の資料編までとなっております。本日は特にお知らせをしたい点を説明させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

1枚めくっていただきまして、1ページをごらんください。

第1章、計画の策定にあたって、1、計画策定の趣旨でございますが、上から9行目のところがございます。本市では、国の動向等を踏まえまして、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を3年ごとに見直し、高齢者福祉施策を推進してまいりました。平成27年3月に策定をいたしました計画では、地域包括ケアシステムの構築を主軸とし、事業を行ってまいりましたが、甲斐市の地域包括ケアシステムをさらに進化、推進し、介護保険制度における持続性を確保する必要があることから本計画を策定いたします。

2ページをごらんください。

2、計画の位置づけ・期間でございますが、本計画は、老人福祉法及び介護保険法に基づきますそれぞれの計画を一体のものとして、3年を1期として策定をいたします。

また、甲斐市総合計画を基礎とし、甲斐市地域福祉計画などの関連計画との整合性を図るとともに、団塊の世代が75歳以上となります平成37年、2025年の状況も見据えた計画を策定いたします。

3ページをお願いいたします。

3、計画策定の方法でございますが、初めに（1）でございます。「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」、また「在宅介護実態調査」を昨年1月から2月にかけて実施をしております。その結果につきましては、4月の厚生環境常任委員会でご報告をさせていただいているところでございます。

次に、（2）でございますが、甲斐市保健福祉推進協議会で審議を行うとともに、庁内ではワーキング会議を開催をしまして調整を行っているところでございます。

次に、（3）でございますが、市内の事業所のケアマネージャーや、市内で介護保険サービスを提供している事業者を対象としましたアンケート調査も実施をしているところでござ

います。

次に、（４）でございますが、あす1月16日から2月9日にかけてパブリックコメントを実施いたします。

4ページをお願いいたします。

4、介護保険制度の改正でございますが、こちらは地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律が昨年6月に公布をされ、上から6行目でございますけれども、この改正の内容につきましては、本計画の策定における施策等の方向性を定める指針としているところでございます。ポイントは2つございまして、1つ目が（１）の地域包括ケアシステムの進化、推進でありまして、2つ目が5ページにございます（２）の介護保険制度における持続性の確保でございます。

6ページになりますけれども、第2章、高齢者を取り巻く現状と将来の状況でございますが、1、統計データに見る高齢者を取り巻く状況と課題、それから、まくっていただきまして、10ページにございますけれども、2、アンケート調査結果にみる高齢者を取り巻く現状と課題につきましては、申しわけございませんけれども、説明のほうは省略をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。

進んでいただきまして、23ページをお願いいたします。

（４）アンケート結果に見る現状と課題でございますが、1行目でございます、本市では、高齢者及びその家族へのアンケートに加えまして、介護支援専門員、ケアマネージャー、また介護サービス事業者を対象としたアンケート調査を実施しております。

その内容でございますけれども、3つ目の段落の上から5行目のところでございますけれども、在宅で介護を継続するために、介護者からの意見としましては、介護者の健康管理、緊急時などに要介護者が泊まれる施設、夜間や緊急時のヘルパー訪問、医師や看護師の訪問、要介護者の健康管理、病院などへの移送の解除等が必要という意見が多くございました。また、介護支援専門員、ケアマネージャーからは、在宅生活を継続するためには定期巡回・随時対応型訪問介護看護ですとか、夜間対応型訪問介護、看護小規模多機能型居宅介護等のサービスが必要という意見が多くございました。また、介護保険サービス事業者のアンケートでも、これらの介護サービスを検討している、また、検討している場合もあるとの回答が複数ございましたので、これらの施設の必要性が高まっていることがうかがえます。これらの介護サービスにつきましては後ほどご説明を申し上げます。

24ページをお願いいたします。

3、日常生活圏域の設定でございます。下から4行目のところでございますが、人口がある程度密集している本市では、日常生活圏域を介護基盤整備の単位として考えた場合、民間事業者の整備誘導などの観点から、市内全域で1つの圏域として基盤整備を進めていくことが適当であると考えまして、前計画の設定を踏襲し、本計画におきましても市内全域を1圏域として推進してまいります。

25ページをお願いいたします。

4つ目の将来推計につきましては、こちら申しわけございません、本日は説明を省略をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

29ページをお願いいたします。

第3章、計画の基本的な考え方、1、計画の基本理念と基本目標でございますが、上から6行目でございます、さまざまな立場の人たちがともに助け合い、支え合う地域づくりにより、元気な高齢者から、段階的に支援を必要とする要介護状態の高齢者まで、誰もがいつまでも自分らしく暮らせることを目的といたしまして基本理念を定めます。

基本理念は、住みなれた地域でいつまでも笑顔で元気に安心して暮らせるまちづくりを目指してまいります。このために基本目標を下の表のとおり5つ設定をいたします。

30ページ、隣のページでは、甲斐市が目指す地域包括ケアシステムについて、言葉、文章とイラストで説明をしております。

31ページをお願いいたします。

3、施策の体系でございます。

左側の縦書きが先ほどの基本理念、住みなれた地域でいつまでも笑顔で元気に安心して暮らせるまちづくりでございます。その右隣に29ページでござんいただきました5つの基本目標、1つ目が生きがいつくりと積極的な社会参加の推進、2つ目が健康づくりと介護予防の推進、3つ目が尊厳ある暮らしを皆で支え合う地域づくりの推進、4つ目が介護保険事業の円滑な運営の推進、5つ目が安全・安心に暮らせる生活環境づくりの推進でございます。

そして、基本目標ごとにそれぞれの施策を展開をしておりますけれども、詳しくは32ページの第4章から66ページの第8章に記載してございますが、本日は特にお知らせしたいものをご説明を申し上げたいと思います。

36ページをお願いいたします。

こちらは元気な高齢者をふやす施策の充実の(2)介護予防・生活支援サービス事業でございますが、この事業は要支援1、要支援2の方、また、基本チェックリストで該当となり

ました方を対象としました事業でありまして、訪問型サービス、通所型サービス、生活支援サービスがございます。この中では既に実施できているもの、また実施できていないものがございます。例えば訪問サービスの③訪問型サービスB（住民主体による支援）、その下にございます⑤番、訪問型サービスD（移送支援サービス）につきましては、住民主体の自主活動であり、現在は実施できていない状況でございますが、2025年を見据えた中で、本計画期間中にこれらをスタートさせていきたいというふうに考えております。

その下の通所サービスの③通所型サービスB（住民主体による支援）も同様の事業となっております。

37ページをごらんください。

生活支援サービス、①高齢者見守り配食サービスは、平成27年度まで一般会計、3款の民生費で実施をしましてまいりました事業でございますが、介護保険法の改正によりまして、平成28年度より要支援1、要支援2、またチェックリスト該当者を対象に介護保険特別会計の介護予防生活支援総合事業として実施をしているところでございます。

38ページをお願いいたします。

(3) 一般介護予防事業につきましては、65歳以上の方を対象とした事業となります。介護予防の各種教室、いきいきサロンの設立や活動を引き続き支援をしましてまいります。

40ページをお願いいたします。

施策の方向、上から11行目のところがございます、ヘルプカードの普及・啓発につきましては、ヘルプカードは今年度平成29年度から実施をしているところでございますが、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

41ページをお願いいたします。

(3) 生活支援・見守り推進でございます。

地域の支え合い・助け合いを広げるため、昨年9月に双葉ふれあい文化館で地域フォーラムを開催し、その後、ワークショップを開催をしておりますが、上から5行目のところをごらんください。おおむね市内11小学校区域ごとに住民主体の支え合い・助け合いの地域展開を目指してまいります。

また、41ページの中ほどに②の配食サービス事業がございます。先ほど37ページでも配食サービスの事業をご説明を申し上げましたが、37ページの高齢者見守り配食サービスの対象者は、先ほども申し上げました要支援1、要支援2、またチェックリスト該当者でありましたけれども、こちらの事業につきましてはそれ以外の方、高齢者を対象に介護保険特別

会計の任意事業として見守りを兼ねました夕食を配食しながら、定期的な安否確認を実施しているところでございます。

42ページをお願いいたします。

(4) 生活支援サービスの充実でございますが、この下のところに④寝具洗濯乾燥消毒サービス事業がございます。また、その下に⑤の高齢者日常生活用具貸与事業につきましては、それぞれ今後事業実施の方向性につきまして検討しますというふうに記載をさせていただいております。これらの事業につきましては、平成25年度以降利用実績がないため、事業のあり方につきまして本計画期間中に検討してまいりたいというふうに考えております。

43ページをお願いいたします。

(5) 家族介護支援の充実でございます。

③介護用品支給事業がございますけれども、ここでも今後事業実施の方向について検討しますというふうに記載をしております。この事業は法改正によりまして、当分の間は介護保険特別会計の事業として対象とみなすというふうにされておりますけれども、今後この事業から外れる可能性がございますので、事業のあり方につきまして本計画期間中に検討してまいりたいというふうに考えております。

その下の④徘徊高齢者家族支援事業につきましても、同様に今後事業実施の方向について検討するというふうに記載をさせていただきました。この事業でございますけれども、スマートフォンが近年普及をしておりますけれども、このスマートフォンにGPS機能がついていることなどが影響しているかと思っておりますけれども、ここ数年利用者がいない状況でございますので、こちらにつきましても事業のあり方について今後この計画期間中に検討してまいりたいと考えております。

45ページをお願いいたします。

下の⑦認知症カフェでございますけれども、このカフェにつきましては、昨年10月から認知症キャラバンメイトなどのボランティアの方の協力をいただきながらモデル的に実施をいたしましたけれども、本計画期間中に認知症カフェが増設できるよう取り組んでまいりたいというふうに考えております。

46ページをお願いいたします。

3、地域包括支援センターの機能と体制の充実でございます。

一番上の行にございますけれども、地域包括支援センターは、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの拠点となる施設でございます。

その下にイラストがございしますが、イラストの真ん中に甲斐市地域包括支援センターがございします。主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師の専門職がお互いに連携し、1つのチームとして総合的に高齢者を支えてまいります。

47ページをお願いいたします。

一番上の施策の方向のところでございますけれども、高齢化の進展、相談件数の増加等を勘案し、業務量に応じた人員体制を講じるとともに、効率的かつ効果的な運営を実施していくために、現在の直営方式から委託方式への移行も検討してまいりますというふうに記載をさせていただきました。

地域包括支援センターの専門職、主任ケアマネージャー、社会福祉士、保健師の職員数は65歳以上の高齢者のおおむね3,000人以上6,000人未満ごとにそれぞれ1人ずつ配置することが条例で定められております。甲斐市の高齢者数は現在1万8,000人となっておりますので、専門職がそれぞれ3人から6人必要となりますけれども、現在は最小限の人数で対応している状況でございます。県内他市の状況を見ますと、甲府市では地域包括支援センターが9カ所あり、全て委託により運営をしている状況でございます。また、笛吹市では来年度から直営1カ所、委託2カ所により運営するというところでございますので、本市におきましても本計画中に委託について検討してまいりたいというふうに考えております。

49ページをお願いいたします。

第7章、基本目標4、介護保険事業の円滑な運営の推進でございますが、下の表をごらんください。表の上段の欄が要介護1から要介護5を対象とした介護給付サービス、下段の欄が要支援1、要支援2の方を対象とした予防給付サービスでございます。また、表の右側の欄が市が指定・監督を行う地域密着型サービスなど、また左側の欄が県が指定・監督するサービスとなります。50ページ以降で各サービスの内容等を記載しておりますけれども、本日は本計画で新たに取り組むサービスについてご説明を申し上げます。

58ページを恐れ入ります、ごらんください。

③介護医療院でございます。国では今後増加が見込まれる慢性期の医療、介護ニーズへの対応のため、日常的な医学管理が必要な重度の要介護状態となった高齢者等の受け入れやみとりターミナル等への機能と生活施設としての機能を一体的に提供する介護保険施設としまして、平成30年度から介護医療院を創設いたします。介護医療院は県が指定・監督する施設となっております。下の表の計画値、平成31年度は3人、平成32年度は23人、計26人でございますけれども、こちらの数字は県が県内市町村に人口割で割り当てたうちの甲斐市の

人数であります。介護医療院の創設に伴いまして、現行の介護医療用病床から介護医療院に転換を予定している医療費機関等がございます。本計画期間中に転換を予定している医療機関に本市の高齢者が実際に26人いるということから計画値に計上しているところでございます。

60ページをお願いいたします。

①の定期巡回・随時対応型訪問介護看護でございますが、こちらは先ほど23ページのアンケート調査にみる現状と課題のところでは必要性が高まっているとご説明を申し上げた施設でございます。この施設は地域密着型のサービスで、市が指定・監督するサービスとなります。要介護者宅へ定期的な巡回訪問や随時通報によりまして、要介護者宅へ訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護や日常生活上の世話をを行います。また、医師の指示により看護師等が要介護者宅へ療養上の世話または診療の補助を行います。今後増加が予想される在宅介護に対応するため、平成31年度に2カ所の事業所を指定し、整備をする予定となっております。

63ページをお願いいたします。

⑨看護小規模多機能型居宅介護の今後必要性が高まっていると思われる地域密着型サービスで市が指定・監督するサービスとなります。要介護者宅への訪問、ホームヘルプ、事業所等への通い、デイサービス、短期の宿泊、ショートステイによりまして、入浴、排せつ、食事等の介護、療養生活を支援するための看護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。このサービスにつきましても今後増加が予想されます在宅介護に対応するため、平成31年度に1カ所の事業所を指定し、整備をする予定となっております。

66ページをお願いいたします。

第8章、基本計画5、安全・安心に暮らせる生活環境づくりの推進、1、地域福祉意識の醸成でございます。下に①敬老祝金支給事業がございますが、こちらの事業につきましては平均寿命の上昇や社会情勢の変化等を踏まえまして、見直しを実施するとしております。敬老祝金につきましては77歳が3,000円、88歳が5,000円、100歳以上が5万円と、それから100歳の誕生日を迎えられた特別祝金の10万円がございますけれども、本事業は高齢化が進む中で平均寿命が80歳を超え、支給対象年齢の77歳を既に超えていることから、長寿を祝福するという事業趣旨を踏まえる中で、本計画期間中に見直しを行う予定となっております。このため、下の表の計画値、31年度と32年度は後年設定としたところでございます。

次に、70ページをお願いいたします。

2、介護保険事業費の算定でございます。

(1) 介護保険事業給付費の推計ですが、介護保険事業計画では、計画期間中の3年間のサービス給付に必要な総額を推計し、これをもとに3年間の介護保険料を設定をしております。

下に①の介護給付費がありますけれども、こちらの3年間を推計し、また、71ページをごらんください。こちらに②の介護予防給付費がございますけれども、これなどを推計してまいります。本計画のサービス給付費の平成30年度から平成32年度、3年間の総額はこの表の一番下、⑤のサービス給付費の総額の右側の欄がございますけれども、約149億900万円とございますけれども、こちらの金額につきましては昨年12月末現在のものとございます。今後国からの通達等によりまして金額が変更になる場合がございます。暫定的な金額でありますことをご承知おき願いたいと思います。

また、あしたからパブリックコメントを実施をいたしますけれども、未確定な数値につきましては作成中ということで公表しない予定となっておりますので、よろしく願いいたします。

次に、第1号被保険者、65歳以上の保険料を推計いたします。

72ページをお願いいたします。

真ん中の表をごらんください。標準総給付費の50%が保険料で、残りの50%が公費で賄われます。保険料のうち65歳以上の第1号被保険者の保険料は23%、40歳以上65歳未満の第2号被保険者の保険料は27%となり、全国で同じ割合でございます。これは計画期間ごとのそれぞれの人口の割合を推計し、国が定めます。

なお、表の下、米印の1のところがございますけれども、第6期の計画期間、平成27年度から平成29年度の第1号被保険者の割合は22%でありますので、1ポイント増加することとなります。

73ページをお願いいたします。

これらを踏まえまして、12月末の暫定的な数値により本計画第7期の保険料を仮に算出した場合には、73ページの一番下のところに第7期保険料月額欄が空欄になっておりますけれども、推計をいたしますと5,200円程度になる見込みでございます。第6期、平成27年度から平成29年度の保険料はその右側に記載がございますとおり、5,100円ですので、これと比較をしますと100円増加となる見込みでございます。

なお、ただいまご説明を申し上げました介護保険料につきましては、甲斐市介護保険条例に規定をされておきまして、2月の定例議会におきまして条例の一部改正をご審議をお願い

する予定となっております。

また、この介護保険料のほか、所得段階の増設等についてもあわせてご審議をいただく予定となっておりますので、その時点で詳しくご説明を申し上げたいと存じます。

以上で、甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画の（案）の説明とさせていただきますが、お手元の計画案に対する意見・提言書によりまして、本計画案に対するご意見等をいただきたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（五味武彦君） ご苦労さまでした。

これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑等がありましたらお願いいたします。

池神委員。

○委員（池神哲子君） せっかくですから感想など。大変いろいろな資料を集めてくださって、甲斐市で年をとりたいというふうになるような感じを受けるのではないかなというふうに思いました。大変関係者の方の努力が身近に私たちが見ることができてよかったかなというふうに思っているんですけども、これは平均的でしょうか、それとも甲斐市は大変目立って、このところが自慢だとかというような部分もあるんでしょうか。全体がわからないので、ぜひそのあたりは。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） ありがとうございます。介護保険料につきましては、ちょっと未確定な数値でございますが、県内の他市の状況をちょっと確認をしたら100円が増額というところはほかの今聞けるところはありませんで、500円上がるとか、1,000円近く上がるというようなところもございましたので、甲斐市としましてはできる限り保険料を抑える中で、介護給付費が抑制じゃないですけども、元気な高齢者の方がいつまでも甲斐市の中で安心して暮らせていけるような形で事業を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

池神委員。

○委員（池神哲子君） ありがとうございます。やはり人生の終えんを迎えるということではとてもその中でも大切な部署だと思うんですね。私たちもこれからお世話になるわけですけども、やっぱり甲斐市で最期を迎えてよかったというふうな感触を持ちながら生きたいな

というふうに思っていますので、今までの努力もあったんでしょうが、ますますの努力をお願いしたいなというふうにはないんですけども、当事者としてはすごい大変な努力をなさっているんだなということがわかりますので、またよろしくお願ひいたします。特にそういう質問はありませんので、ありがとうございました。

○委員長（五味武彦君） 要望ということで承ります。

ほか委員の質疑ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了させていただきます。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員、質疑ございますか。

有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） 地域包括支援センターの先ほど説明ありました。ちょっとそれに関してお聞きしたいんですが、甲府市では9カ所、笛吹市では直営で1カ所、委託で2カ所予定されているようなお話がありました。甲斐市は地理的な部分でとか、これ先ほど条例で何か人数によって箇所数が決められているみたいな説明ありましたけれども、甲斐市は今1カ所ですよ。今後課長のお話ですと、何か今度の計画で少しふやすような話もありましたけれども、その辺はもう1回説明をお願いしたい。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

先ほど申し上げました地域包括支援センターにつきましては、主任ケアマネージャー、それから社会福祉士、保健師のそれぞれの専門職の人数が条例で定められております。65歳以上の高齢者の人数によりまして職員数が変わってまいります。65歳以上の高齢者の方が3,000人以上6,000人未満の中で、それぞれ1人ずつ配置をなさうというふうに定められておまして、甲斐市は現在高齢者の方が1万8,000人ございますので、最低3人、多くて6人それぞれ必要になるわけなんですけれども、甲斐市の状況としましては、3人ないし4人ということで少ない状況にあるわけなんですけれども、そこで職員を採用して雇うのかというところもあれば、甲府市のように例えば社会福祉協議会ですとか、いろんな社会福祉関係の事業所がございまして、そういったところに委託をして運営をしているところもございまして、県内でもいろんな状況がございまして、そういった状況を調査研究しながら、甲斐市におきましても直営でこのままいけばいいのか、それとも委託に一部出すのかという

ところも検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 包括支援センターの増設ということも聞いているから、1カ所じゃなくてどうなのかという。

飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 甲斐市は今地域包括支援センターは長寿推進課で1カ所ございます。ですので、それを増設するとなりますと、例えば直営で2カ所にするのか、もしくは直営1カ所にして委託へ何カ所か出すのかといういろんな方法がございます。現在、直営1カ所でやっておりますけれども、なかなか職員数等でも厳しい面がございますので、先ほど申し上げましたとおり、他市の状況を見ますと、いろいろな方法で高齢者支援の充実を図っておりますので、甲斐市につきましても検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 有泉議員。

○議員（有泉庸一郎君） わかりました。先ほど笛吹市の例がありましたよね。直営で今1カ所で、あと委託で今度2カ所みたいなことをちょっと例を挙げましたよね。大体全国規模も同じだから、多分65歳以上の人口も同じぐらいだと思うんですよね。やっぱりそういう箇所を、包括支援センターをふやすということは、その需要にかられて今度やるんでしょうけれども、だから、甲斐市もぜひ人数が足りなければやっぱりそれなりの予算措置をして、そういう方向を模索していくような感じというのはないんですか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） お答えいたします。

他の市町村でそういった委託等を検討している状況には2025年問題というものもございまして、8年後になりますけれども、そのときには団塊の世代の方々が75歳以上となりますと、今以上にそういった高齢者の方に対する支援というのが必要になってまいります。その先を見据えた中で甲斐市としましても次期計画の中で、その方向性を見つけていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほか傍聴議員ございますか。

滝川議員。

○議員（滝川美幸君） すみません、確認させていただきたいと思うんですが、認知症の対策のところ、高齢者、65歳以上の対象のお話は十分承知していますが、今社会問題になっているのが若年性の認知症を60歳以下で発症した方たちの問題が大きな問題になっているようですけれども、甲斐市ではそういう年齢の方の認知症に対しての対策というのはどんなふうになさっているのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 若年性の方につきましても介護認定をする中で、長寿推進課のほうで支援をしてみたいと思いますので、例えば認知症カフェのほうに積極的に来ていただくですとか、そういった形の中で、そういった方も住みなれた場所で生活していけるような環境づくりを進めてみたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） ほかがございますか。

保坂議員。

○議員（保坂芳子君） 24ページの日常生活圏域の設定のところなんですけれども、ちょっとこれよく認識できないのでお伺いするんですが、人口がある程度密集している本市ではということなんです、一応双葉と敷島と竜王って全然違うような気がするんですね。そこを市内全域で1つの圏域として基盤整備を進めていくのが適当であるというふうに決められた根拠をもうちょっと丁寧にお話もらえますでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 飯沼課長。

○長寿推進課長（飯沼秀司君） 先ほど施設サービスのところでご説明を申し上げましたけれども、甲斐市では地域密着型のサービスの施設のたくさんございます。そういったものを整備する中で、1カ所に偏らないような形の中で整備をするだとかといったところを考えた場合に、甲斐市の中を一体的に見る中できめ細かく整備をしていくためには、例えば竜王、敷島、双葉というふうに設定するのではなくて、甲斐市を1圏域として設定をしたほうがそういった基盤整備も図れるのではないかと。事業者が入ってくるのにもそういったふうな1圏域でしたほうが整備をしやすんじゃないかという考え方から市内を1圏域ということで設定をしている状況でございます。

○委員長（五味武彦君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） その事業者の都合とか行政の都合でというような感覚を受けてしまうんですが、本当にそれで利用者の人が利用しやすくなるのかということが一番大事で、やっ

ぱり何でかという、情報というのがやっぱり、じゃ今その高齢者の人たちというか、私も含めて、市内のそういうことの状況がみんなわかっているかどうかとか、自分がしやすいところの情報って、じゃ反対にみんな業者さんにわかるようになってきているのか。全体がわかっていてそういうふうなことをやるんだったらいいんだけど、やる側が、行政とか事業者が都合いいようにやっているような感じを受けてしまうんですけども、そういうことはないですか。利用者さんがすごく利用しやすくなるということを確認しているということでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 部長。

○福祉部長（三澤 宏君） 今のご質問ですけれども、この日常生活圏域というのは実際にどのような生活実態を送っているのかというのがまず1つあります。甲斐市の場合には当然もちろん都市部と、ちょっと山間地というのがございますけれども、分けるとしたそういう圏域になるのかなとちょっと思いますけれども、ただ、利用者という方も例えば双葉に住んでいても、敷島につくった施設を利用できたりしますので、やはり今の甲斐市の中だと、余り広い範囲、広範囲の面積ではありませんから、やはり圏域というのを1つ設けて、そしてその中に施設またはそういう事業所等を整備して、双葉の方でも敷島の方でも竜王の方でも利用できる利便性を甲斐市は持っておりますので、余りそういった、例えばすごく大きい市町村、そういうところはかなり生活圏域が異なってくるところもあると思います。そういうところでは例えば2つの圏域を設けて、じゃこの地区にはこういうサービスを、こっちはこうだとかということに分けますけれども、甲斐市の場合には今のところ1つの圏域で十分ではないかと。利用者からしても、事業者の参入からしても、利便性からしても1つが望ましいんじゃないかということで1つに今は設定をしております。

以上です。

○委員長（五味武彦君） ほかに傍聴議員ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

以上で、（5）甲斐市第8次高齢者保健福祉計画・第7期介護保険事業計画（案）についてを終了いたします。

次に、長寿推進課関係のその他を行います。

長寿推進課から報告ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） ありません。なしということです。

なければ、以上で、長寿推進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

お疲れさまでした。

休憩 午後 4時51分

再開 午後 4時53分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたしますけれども、ここであらかじめ申し上げます。

本日の会議は時間を延長して行いますので、ご了承お願いいたします。

会議を再開いたします。

（6）甲斐市産婦健康診査費助成事業及び甲斐市新生児聴覚検査費助成事業実施状況について、当局の説明を求めます。

長坂健康増進課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 健康増進課でございます。よろしくお願いいたします。

早速ですが、資料の7ページをお願いいたします。

健康増進課から甲斐市産婦健康診査費助成事業及び新生児聴覚検査費助成事業の実施状況について報告させていただきます。

この2つの事業は、昨年本市が県下でいち早く導入し、6月の補正予算で対応している事業でございます。また、導入に当たりましては県下の医療機関では産後鬱予防に重点を置いた産婦健診の体制が整っていなかったため、甲斐市が中心となり、産婦人科医会や県にも協力をいただく中で、県下の医療機関の産婦健診の体制づくりから携わった事業となります。

まず1、甲斐市産婦健康診査費助成事業についてです。

（1）事業の概要は、平成29年度からの国の要綱に基づき、産後鬱の予防または新生児への虐待予防等を図るため、おおむね出産後1カ月程度の産婦に係る産婦健康診査費に要する費用の全額または一部を助成し、受診結果により必要に応じ、医療機関と連携を図りながら支援につなげるものでございます。

助成対象は、事業を導入した平成29年7月1日以降、産婦健診受診日に本市に住所を有する産婦です。

健診内容につきましては、記載のとおり、①から⑤までとなっております。この中で特に産後鬱の予防という観点から、⑤のエジンバラ産後鬱病質問票というものが非常に重要になってきます。これは産後鬱病を早期に発見する目的として開発された自己記入式の質問票であり、国際的に普及されているものです。10の質問でそれぞれ4項目から過去7日間の状況について該当するものを母親自身が丸をして得点化をしていきます。最大が30点になり、9点以上で産後鬱の可能性が高いと判定されます。

受診時期につきましては、おおむね出産後2週間または1カ月以内。

助成回数は、対象者1人につき2回以内です。本来ですと全員が2週間と1カ月の2回産婦健診を受診することが理想ですが、医療機関によってはまだ2週間健診を実施する体制が整っていないところもあるため、1回の受診しかできない産婦もいます。特に県外ではほとんどがまだ整備はされておられません。

助成金額は、1回の産婦健診に対して5,000円を上限としております。財源につきましては、国からの助成金として産婦健診1回につき5,000円を基準額として、その2分の1が交付されます。

受診票の交付は、母子手帳の発行と同時に1人つき2枚交付をしております。

委託医療機関につきましては、助産院も含め17カ所になります。なお、県外の契約外の医療機関を受診した場合は償還払いで対応しております。

資料の8ページをお願いいたします。

実施状況についてですが、請求が来ている7月から11月までの5カ月間の報告になります。こちらの表をごらんください。受診状況のまず対象者は310人です。受診率は5カ月間で、2週間健診が67.7%、1カ月健診は84.2%です。先ほども申しましたが、医療機関によっては2週間健診を実施してないところもあるところから、受診率に差が生じております。

要支援者ですが、この真ん中の2番目の黒いポチのところですが、事業を導入する際に至急連絡者、つまり健診結果から早急の支援を必要とする者の目安について、記載してある①から③の3項目を設定をしました。また表のほうを見ていただきますと、その結果、医療機関から至急連絡があった者の率は2週間健診、1カ月健診ともに受診の約8%でした。至急連絡が来たケースについては、この8ページが一番下の黒丸ですけれども、地区担当保健師により電話相談や家庭訪問、また宿泊型の産後ケア事業への利用等、一人一人に寄り添ったきめ細かい支援につなげています。

資料の9ページをお願いいたします。

次に、新生児聴覚検査費助成事業についてです。

(1) 事業概要として新生児の聴覚に関する異常の早期発見及び早期療養を図るため、新生児に係る聴覚検査に要する費用の全部または一部を助成し、あわせて実施状況の把握及び要支援児や保護者に対するフォローアップにつなげるものです。

なお、新生児聴覚検査は従来からほぼ全ての新生児が受けていたものですが、助成制度がありませんでした。

次の助成対象者は、この記載のとおりです。

検査内容につきましては、①、②いずれかですが、医療機関によって異なります。

次の受診時期ですけれども、記載のとおりで、一般的には出生日から3日以内に実施されております。

助成回数は新生児1人つき1回。

助成金額は3,000円を上限としています。なお、財源は地方交付税措置がとられております。

受診票の交付は、産婦健診同様に母子健康手帳と同時に1人1枚交付をしています。

委託医療機関は11カ所です。

なお、産婦健診同様、県外等の契約外の医療機関を受診した際には償還払い扱いで対応しております。

(2) の実施状況につきましては、7月から11月の5カ月間で、受診率は76.7%と、想定よりも低めです。これは償還払い受診済みであっても、申請がおこなわれているためと推測しております。

検査方法につきましては、先ほど説明したとおりです。

なお、要再検となった者が1人いましたが、該当者につきましては、現時点では既に異常がなしとの確認がとれております。

3、今後について。

今後ですが、2つの事業とも甲斐市の取り組みが新聞に掲載されたことから、山梨県全体に波及効果が生じ、平成30年4月から甲斐市が整えた体制をそのまま生かして、県下全ての市町村が統一した内容で事業を導入することになりました。これに伴い、公費助成にかかわる事務について、市長会及び町村会に来年度から事務委託をすることが決定となっております。このことで甲斐市と医療機関双方の事務の煩雑さが軽減されるメリットが非常に大きいのですが、一方で手数料が1件につき50円発生することになっております。

今後につきましても事業本来の目的が果たせるよう、適切な支援につなげてまいります。

最後に、本日資料にはありませんが、9月補正で昨年11月に健康増進課の事務室前に子育て世代包括支援センター専用の相談室を2部屋設置をさせていただきました。稼働率が非常に高く、母子手帳の発行を初め、各種の相談に毎日活用している状況でございます。個室でプライバシーが守られ、ゆったりした雰囲気であることから、相談者からは話がしやすいと評価をいただいております。こういった相談のしやすい環境は、相談者と保健師の今後のつながりにも大きく影響してくることから、今回の相談室の設置の意味は大きいと思っております。

以上、健康増進課から報告をさせていただきました。

○委員長（五味武彦君） 説明が終わりました。

これより委員の説明に対する質疑を行います。

質疑ございますか。

米山委員。

○委員（米山 昇君） 県下に先駆けて実施をされて喜ばれると思いますが、今説明ありましたけれども、いずれも受診料金はまだ100%ということじゃないわけですよね。申請がされているのかなというところもあるようですが、その辺の確認というんですか、まだ出てないのは本当に受けてないのか、どうなのか、どんなような確認をされているのか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回報告させていただいたのが11月の請求分で、まだちょっと中途半端ですので、最終的には受診率がもうちょっと上がるかと思われま。確認のほうは産婦健診が終了した後、また全戸訪問、赤ちゃん訪問で1戸1戸の家庭に訪問していますので、そこでも確認ができますので、きちんとその辺は対応してまいります。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） 全戸訪問で確認をされるということですから、いいかと思いますが、ただ、そのときにはもう期間過ぎてしまって受診ができないとかというようなことがあったんじゃないかとまずいかなと思うんですけども、その辺はもっと早めというんですか、もし切れるのであれば早めに行くとかというのはどんなようなぐあいになるのでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 早急に支援が必要な方というのは、先ほどもお話ししましたように、早めに連絡が来ます。あとは受けたかどうかというのは請求書が来ないと、今は

ちょっと確認ができない状況になっておりますので、できるだけ訪問に行ったときは少し時期がおくれるんですけども、もしその時点で産婦健診を受診してないということでありましたら、今回必須になっているエジンバラ産後鬱病の質問票という項目を確認をして、こちらでチェックをすることもできますので、漏れがないように対応していくということです。

○委員長（五味武彦君） ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、委員の質疑を終了いたします。

続いて、傍聴議員の質疑に入りたいと思います。

傍聴議員、ございますか。

斉藤議員から。

○議員（斉藤芳夫君） この1と2、2かな、これは助成事業2つ、この2項目に30年度当初予算に概算、数字見込んで計算しているその他の事務経費もあると思うけれども、何人ぐらい見込んで、どのくらい概算を計算していますか、予算。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） すみません、本日は細かい数字を持ってきてないんですけども、産婦健診につきましては大体8割程度で、新生児聴覚は今までもですけども、ほとんど全員に近い方が受診していますので、9割程度の予算を計上をさせていただいております。対象者の9割が受診するのではないかとということです。

○委員長（五味武彦君） 斉藤議員。

○議員（斉藤芳夫君） 聞いているのは額なんだけれども。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 金額は今持ってないので、ちょっと。

○委員長（五味武彦君） じゃ、予算のときか。

長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 申しわけありません、きょうちょっと30年度の予算書を持参してきておりませんので、また後日報告させていただきます。申しわけありません。

○委員長（五味武彦君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ちょっと支援が必要だという人数もはっきり出ているわけなんです、その後、電話相談、家庭訪問、産後ケア事業等とありますよね。この産後ケア事業がやっぱりすごい、評判では高いという費用がね。だから、もしここへつなげるほうが一番この人にとっていいというかなんていうかその、少しやっぱり支援をしないと無理じゃないかなとい

う意見がほとんどで、東京なんかではもっと安いんですよ。だから、その辺のところの検討というか、何かこっちが質問すればいいんでしょうかね。何かありますでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今回も実は1名を宿泊の産後ケアにつなげました。この宿泊の産後ケアですけれども、やっぱり上の子供さんがいたりする場合に、必ずしもやっぱり宿泊してケアを受けたい人が多いとも言切れないかなという、そんな状況がありますので、今の例えばお金が問題で宿泊を本当はすべき人がしてないという状況には今はないですけれども、金額についてはまたちょっと皆さんの声を聞きながら、検討の余地があれば検討をしていってもいいのかなということちょっと考えておりますが。

○委員長（五味武彦君） 保坂議員。

○議員（保坂芳子君） ただ、ここにはないんですが、病院に行ったほうがいいのか、そういった治療とか、何かそういったものはなかったんでしょうかね。

○委員長（五味武彦君） 長坂課長。

○健康増進課長（長坂千恵子君） 今までの結果の中では病院のほうの受診という人はいませんでした。もともと既往がある人は継続して受診をしていただくんですけども、改めてここから精神科の病院へ行ったという人はいませんでした。

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員ございますか。

[発言する者なし]

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で、（6）甲斐市産婦健康診査費助成事業及び甲斐市新生児聴覚検査費助成事業実施状況についてを終了いたします。

次に、健康増進課関係のその他を行います。

健康増進課から報告ございますか。

[「ありません」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） ないですね。

なければ、健康増進課関係で委員より聞きたいところがあればお願いいたします。

ございますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で、健康増進課関係のその他を終了いたします。

ここで暫時休憩とし、職員の入れかえを行います。

もう一つ報告がございます。

休憩 午後 5時09分

再開 午後 5時10分

○委員長（五味武彦君） 会議を再開いたします。

これより子育て支援課のその他を行います。

子育て支援課から報告があります。説明をお願いいたします。

島田子育て支援課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） お疲れさまでございます。

子育て支援課から2点報告をさせていただきます。

まず、1つ目でありますが、病児・病後児保育事業について報告いたします。

病児・病後児保育事業につきましては、昨年度議会におきまして説明をさせていただいておりますが、保護者の就労先近くの施設に病気にかかった子供を預けることを可能とするため、今年度より甲府市、南アルプス市、笛吹市、中央市、昭和町と協定を締結し、広域を図ったところでございます。

平成29年度の利用状況につきましては、まだ年度途中であるため確定しておりませんが、他市町村の子供が甲斐市の病児・病後児保育施設を利用したことに伴います負担金が他の市町村から年度末に入金されるため、歳入科目を新たに設け、対応いたします。歳入予定額は延べ10人の10万円ほどを見込んでおります。また、甲斐市の子供の他市町村施設への利用は延べ400人、負担額は150万円ほどを見込んでおります。この事業につきましては、保護者のニーズも高いことから、今後もさらに充実した事業となるよう取り組んでまいります。

続きまして、2点目になります。12月定例議会にて質問をいただきました保育園児による歌声集会の開催につきまして報告をさせていただきます。

園児の表現活動の場として、2月16日金曜日、午前10時から敷島総合文化会館大ホールにおいて、市内公立7保育園の年長児200人によるシキを踏まえた合唱の発表、歌声集会を開催いたします。子供たちの元気な歌声を聞いていただきたいと思いますので、ぜひお越し下さいますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（五味武彦君） 報告が終わりました。

1つずつやりたいと思います。

まずは病児・病後児保育事業についての報告がございました。これに対して委員の説明に対する質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） なければ、続いて、傍聴議員の質疑を許します。

傍聴議員、ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） それでは、続きまして、歌声集会の報告についての議題に入りたいと思います。

委員の質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 傍聴議員の質疑ございますか。

保坂議員どうぞ。

○議員（保坂芳子君） せっかくやっていたらいいんですが、たしか16日の9時半から総務の委員会が入ってますよね、局長。

○委員長（五味武彦君） ちがって。ちがって。

〔「予定しているところです」と呼ぶ者あり〕

○議員（保坂芳子君） 変更はきかないということですね。

○委員長（五味武彦君） 歌声は何時から。

〔「10時からです」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 10時から、かぶっているということか。どっちか行かないということか。もう会場も押さえたし。

○議員（保坂芳子君） そういうことです。

○委員長（五味武彦君） 一応確認ということでよろしいですか。

○議員（保坂芳子君） 確認ということで。

○委員長（五味武彦君） ほかに傍聴議員ございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、傍聴議員の質疑を終了いたします。

次に、子育て支援課関係で委員より聞きたいことがあればお願いいたします。ありますか。
米山委員。

○委員（米山 昇君） 保育園の今ちょうど入所の申し込みとかいろいろ来ているかと思うんですけども、まだもちろん決定じゃないと思うんですが、今の見通しとして待機児童というか、入れないような子供が出ないかと思うんですけども、その辺の見通しはいかがでしょうか。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） まだ確定ではございませんが、まだ希望先に園児が入所できる状況ではない子供さんが数十名いらっしゃいますので、今後甲府市とかを中心とした広域の保育も検討しながら、保護者と話を進めてまいりたいと考えています。よろしくお願ひします。

○委員長（五味武彦君） 米山委員。

○委員（米山 昇君） まだもちろん決定じゃないんですけども、数十人いらっしゃるという事で、できれば何か第8希望まで出しているようですから、何とか市内で、もちろん第1希望のところへ全部が全部入れるわけじゃありませんけれども、市内で何とか行けるのであれば、そこで賄えるというか、受け入れられるように、そうはいつでも保護者の方のご都合とかありますので、広域的にということもやむを得ないと思いますけれども、ぜひ頑張っていていただいて、待機児童がないようにぜひよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（五味武彦君） 島田課長。

○子育て支援課長（島田 伸君） 待機児童が出ないように、こちらのほうもいろいろ施策を講じていきたいとは考えておりますが、何分無償化という国の考え方等がありまして、ここに来まして未満児を入所させる保護者がすごい大勢ふえておりまして、特に甲斐市におきましては、やはり人口もふえております。若い世代も多い市になっておりますので、状況的には厳しいところにはおりますが、担当課としましてはいろんな施策を講じております。また、その状況につきましては委員会のほうにご説明させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○委員長（五味武彦君） よろしいですか。

ほかございますか。

〔発言する者なし〕

○委員長（五味武彦君） なければ、以上で、子育て支援課関係のその他を終了いたします。

特にないですね、その他もね。

引き続き次第の4、その他に入ります。

委員より何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（五味武彦君） 事務局より何かありますか。

小澤書記。

○書記（小澤裕一君） 事務局から2月の厚生環境常任委員会の予定を連絡いたします。

2月の厚生環境常任委員会につきましては、2月14日水曜日、午後1時半からを予定しておりますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上となります。

○委員長（五味武彦君） それでは、以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

長い時間ご苦労さまでございました。

これをもちまして厚生環境常任委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

閉会 午後 5時17分